

大分県障がい福祉計画(第5期)

大分県障がい児福祉計画(第1期)



大分県



「ビー玉」 阿部和隆



「椿」 生野隆之



「ショートケーキ」 藤澤奈央

はじめに

平成18年度から3年ごとに策定してきた大分県障がい福祉計画の第5期計画（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）がまとまりました。

今回の計画では、平成28年5月に改正された児童福祉法に基づき、「大分県障がい児福祉計画（第1期）」も合わせて策定しました。

本計画は、平成26年度に策定した「大分県障がい者基本計画（第4期）」の実施計画であり、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画としても位置づけられます。

第4期障がい福祉計画の期間中には、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせて、本県においても障がいのある方やご家族の思いを反映した「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

また、地域生活移行の受け皿となるグループホームの整備や新たに配置した障がい者雇用アドバイザーによる一般就労への支援強化、発達障がいの早期発見に効果的なスクリーニング手法の研修・導入支援などに取り組んできました。

第5期計画では、第4期計画の進捗状況や今後の課題を踏まえ、第3章「障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進」の中で、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の確保や障がい者の地域生活移行、今秋に本県で開催される全国障害者芸術・文化祭を契機とした障がい者の芸術文化活動の支援、障がい者雇用率日本一の実現などに取り組みます。

また、第4章「障がいのある子どもと家庭への支援」（障がい児福祉計画）では、障がいのある子どもの成長段階に応じて、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

計画では、それぞれの施策ごとに成果目標と活動指標を設定しています。市町村、関係団体等多くの方々の協力をいただきながら、目標の達成に向け着実に取り組んでいきます。

最後に、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提言をいただきました大分県障害者施策推進協議会、大分県自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ多くの関係者の方々に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

大分県福祉保健部長 長谷尾 雅通

目 次

第1章 計画の趣旨等

1	計画の趣旨と性格	2
2	計画期間等	3
3	圏域の設定	3

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

1	大分県の障がい者の状況	5
(1)	県内の障がい者数	5
(2)	各種手帳所持者数の推移等	6
2	第4期計画の進捗状況及び今後の課題	7
(1)	福祉施設からの地域生活移行－施設入所者数の削減－	7
(2)	福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－	7
(3)	精神科病院からの地域生活移行	8
(4)	福祉施設から一般就労への移行者数	9
(5)	就労移行支援事業所の就労移行率	9
(6)	障がい者雇用率全国順位	10
(7)	就労継続支援B型事業所の平均工賃(月額・時間額)	10
(8)	発達相談支援につながった未就学児数	11

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

1	障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	13
(1)	障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進	13
(2)	障害福祉サービス提供基盤の整備	17
(3)	障がい者の地域生活移行等への支援	18
(4)	障がい者の芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進	22
2	障がい者の就労支援	26
(1)	障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実	26
(2)	障がい者の工賃向上のための支援の充実	27

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援

大分県障がい児福祉計画(第1期)

1	障がいのある子どもへの支援	31
(1)	障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援	31
(2)	よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援	35
2	障がいのある子どもの家庭への支援	36
(1)	障がいのある子どもの家庭への支援	36

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

- 1 地域生活支援事業 39
- 2 障害福祉サービス量の見込み 43

第6章 計画の推進に向けて

- 1 進行管理体制 63
 - (1) 関係機関との連携 63
 - (2) 市町村との連携 63
- 2 計画の点検・評価の方策 63

参考資料編

- ◎ 障がい福祉を取り巻く制度の変遷 65
- ◎ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号) 66
- ◎ 大分県障害者施策推進協議会条例 103
- ◎ 大分県障害者施策推進協議会委員名簿 104
- ◎ 大分県自立支援協議会設置要綱 105
- ◎ 大分県自立支援協議会委員名簿 106

- 用語解説編 107

大分県障がい福祉計画(第5期) 大分県障がい児福祉計画(第1期)

第1章 計画の趣旨等

- 1 趣旨： 障害福祉サービスの提供体制の確保を図るための実施計画
- 2 根拠： 障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22
- 3 期間： 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度(3年間)

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

- (1)障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進
(H28.4施行「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上)
- (2)障害福祉サービス提供基盤の整備
- (3)障がい者の地域生活移行等への支援
- (4)障がい者の芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進

【成果目標】

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ①福祉施設からの地域生活移行 (施設入所者数) | 【現状】1,895人 → 【目標】1,857人 |
| ②精神科病院からの地域生活移行 (入院後1年時点の退院率) | 【現状】 83.3% → 【目標】 90.0% |
| ③精神科病院における1年以上の長期入院患者数 (65歳以上) | 【現状】 2,174人 → 【目標】2,031人 |
| (65歳未満) | 【現状】 1,134人 → 【目標】 870人 |

2 障がい者の就労支援

- (1)障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実
- (2)障がい者の工賃向上のための支援の充実

【成果目標】

- | | |
|----------------------------|--|
| ①障がい者雇用率の全国順位 | 【現状】 5位 → 【目標】 1位 |
| ②就労継続支援B型事業所の平均工賃 (月額・時間額) | 【現状】 月額 16,823円 → 【目標】 月額 18,841円
時間額 233円 時間額 261円 |

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援【第1期障がい児福祉計画】

1 障がいのある子どもへの支援 ～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

- (1)障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援
・乳幼児期、就学期、地域における支援体制の整備
- (2)よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援
・発達障がい児への支援 ・医療的ケア児への支援 ・虐待を受けた障がい児への支援

2 障がいのある子どもの家庭への支援

- ・家族の負担軽減と子どもの多様な体験と余暇活動の充実
- ・家族の気持ちに寄り添った支援 ・相談支援従事者の支援技術の向上

【成果目標】

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①健康診査におけるアセスメントツール (M-CHAT) の活用 | 【現状】 5市町 → 【目標】 18市町村 |
| ②ペアレントメンター養成数 | 【現状】 35人 → 【目標】 72人 |

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

第6章 計画の推進に向けて

関係行政機関、学識経験者、障がい者団体等で構成される「大分県障害者施策推進協議会」等に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図る

第 1 章

計画の趣旨等

1 計画の趣旨と性格

(1) 障害者総合支援法に基づく県障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条で、都道府県は、国の定める基本指針に即して都道府県障害福祉計画を定めることが義務づけられています。

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保等、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

(2) 児童福祉法^{*}に基づく県障がい児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正（平成28年6月3日公布、平成30年4月1日施行）により新たに規定された第33条の22で、都道府県は、国の定める基本指針に即して都道府県障害児福祉計画を定めることが義務づけられました。

本計画は、障がい児への福祉サービス提供体制の確保等、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

(3) 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」^{*}の部門計画

本計画は、県政運営の指針である大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として、障がい者施策に関する具体的な実施計画として定めたものです。

(4) 「大分県障がい者基本計画（第4期）」^{*}の具体的な実施計画

本計画は、「大分県障がい者基本計画（第4期）」（平成25年度策定。以下「基本計画」という。）のうち、主として障害福祉サービスに関して、具体的な実施計画として定めたものです。

(5) 成果目標・活動指標の設定及び施策の推進

・成果目標と活動指標の設定

国の基本指針^{*}に即し、成果目標と活動指標を設定して目標値の達成を目指します。

・施策の推進

目標値を達成するための具体的な施策を推進します。

※児童福祉法：用語解説編（以下同じ）P.111

※大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」：P.109

※大分県障がい者基本計画（第4期）：P.108

※基本指針：P.109

2 計画期間等

(1) 大分県障がい福祉計画（第5期）の計画期間

- ・本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。障害者総合支援法の附則では、3年を目処として障害福祉サービスの在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

(2) 計画の見直しについて

- ・毎年度、成果目標等に関する実績を把握して分析や評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等を行います。また、その際には、大分県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととします。
- ・大分県障害者施策推進協議会は、障害者基本法の規定に基づき、条例で設置された合議制の機関であり、県の障害者計画（大分県障がい者基本計画・大分県障がい福祉計画）策定に当たり、県に対する意見等を述べるほか、障害者施策の推進や関係行政機関相互の連絡調整に関する調査審議等を行うこととされています。
- ・大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し、情報提供していきます。

3 圏域の設定

(1) 障がい福祉圏域

- ・本計画における障がい福祉圏域は、第4期計画に引き続き、二次医療圏域との整合を図り、以下のとおりとします。

圏域名	構成市町村
東部	別府市、杵築市 国東市、姫島村 日出町
中部	大分市、臼杵市 津久見市、由布市
南部	佐伯市
豊肥	豊後大野市、竹田市
西部	日田市、九重町 玖珠町
北部	中津市、豊後高田市 宇佐市



第2章

障がい福祉施策の現状及び課題

1 大分県の障がい者の状況

(1) 県内の障がい者数

①身体障がい者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者は、身体障害者手帳[※]の交付を受けた62,720人(平成28年度末)です。平成18年度と比較すると2,952人減っており、年々減少傾向にあります。

②知的障がい者

知的障がい者については、全てが療育手帳[※]の交付を受けてはいませんが、療育手帳の交付を受けている人は9,970人(平成28年度末)です。平成18年度と比較すると2,029人増えています。特に中軽度の児童が大きく増加しています。

③精神障がい者

精神障がい者についても、全てが精神障害者保健福祉手帳[※]の交付を受けてはいませんが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、8,153人(平成28年度末)で、平成18年度と比較すると4,409人増えています。年々増加傾向にあり、特に中軽度の2級及び3級の所持者が大きく増加しています。

また、通院医療費公費負担患者数は18,814人(平成28年度末)で平成18年度と比較すると7,625人の増加、入院患者数は4,786人(平成28年6月末現在)で平成18年度と比較すると512人の減少となっています。

④難病患者等[※]

平成25年4月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」(難病患者等)が、障害者総合支援法における障がい者と規定されています。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づく、特定医療費(指定難病)受給者は10,545人(平成28年度末)となっています。

※上記障がい者のうち、18歳以上である者を障害者総合支援法における「障害者」、18歳未満の者を児童福祉法第4条第2項における「障害児」として、各障害福祉サービス等を規定しています。

本計画では、大分県の「障がい」の表記に関する取扱い要領により、それぞれ「障がい者」「障がい児」と表記し、特に明記のない場合「障がい者」には「障がい児」を含めた内容としています。

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(2) 各種手帳所持者数の推移等

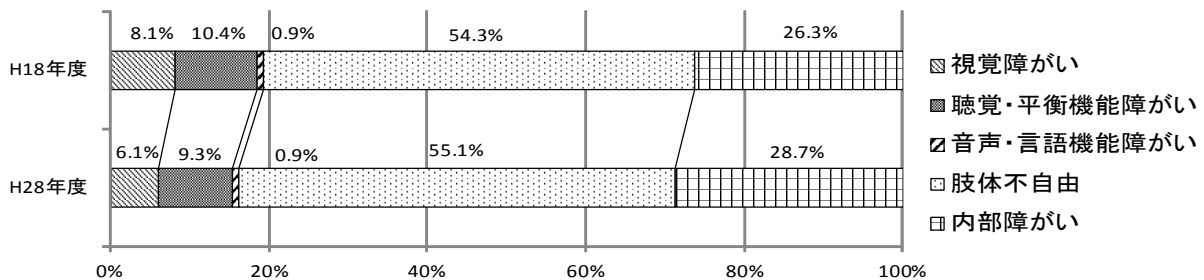
①障がい者手帳所持者数の推移表

(単位：人)

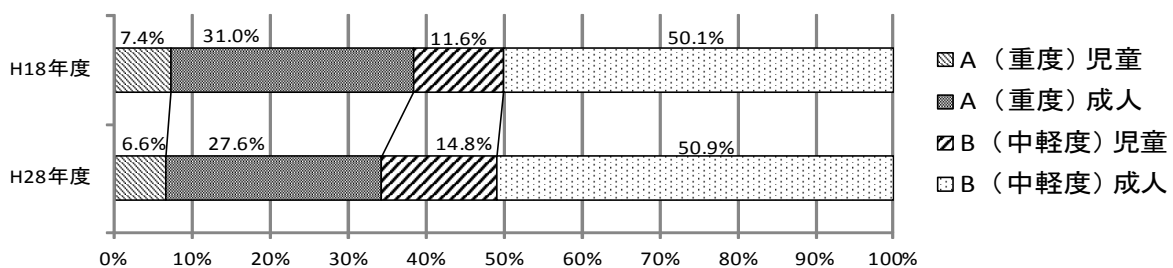
手帳の種類別	H18年度	H26年度	H27年度	H28年度
身体障害者手帳交付者	65,672	64,410	63,915	62,720
視覚障がい	5,321	4,075	3,951	3,801
聴覚・平衡機能障がい	6,801	6,043	5,903	5,815
音声・言語機能障がい	623	583	581	572
肢体不自由	35,649	35,629	35,335	34,534
内部障がい	17,278	18,080	18,145	17,998
療育手帳交付者	7,941	9,383	9,691	9,970
A (重度)	3,046	3,310	3,390	3,417
児童	587	686	697	663
成人	2,459	2,624	2,693	2,754
B (中軽度)	4,895	6,073	6,301	6,553
児童	919	1,310	1,425	1,478
成人	3,976	4,763	4,876	5,075
精神障害者保健福祉手帳交付	3,744	7,164	7,677	8,153
1級	379	412	424	429
2級	2,739	5,175	5,473	5,691
3級	626	1,577	1,780	2,033

②各障がい者手帳所持者内訳 (割合の推移)

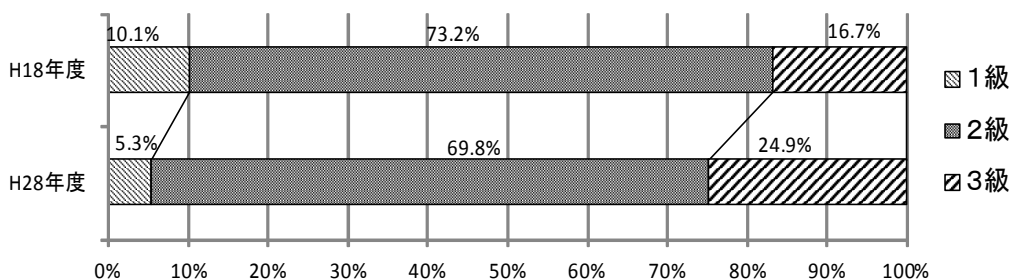
ア 身体障害者手帳交付者



イ 療育手帳交付者



ウ 精神障害者保健福祉手帳交付者



2 第4期計画の進捗状況及び今後の課題

第4期大分県障がい福祉計画における障害福祉サービスに関する数値目標及び進捗状況は以下のとおりです。

(1) 福祉施設からの地域生活移行[※]－施設入所者数の削減－

【数値目標及び実績】	達成率 48.1%			国の基本指針	
対象者(H25年度末現在の施設入所者)	1,959	人	/	H29年度末において、計画策定時(H25年度末)の施設入所者数を4.0%以上削減する。	
【目標】 H29年度までの削減数	79	人			4.0%
【実績】 H28年度末までの削減数	38	人			1.9%

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は、削減数38名（平成28年度末）で、達成率は48.1%となっています。
- ・未達成の原因として、障がい者の住まいに関するハード面の整備の遅れ、緊急時における支援体制や地域の理解不足といったソフト面での環境整備の遅れ、障がい者の高齢化や重度化、親の高齢による介護の困難な障がい者の増加等があげられます。

【今後の課題】

- ・グループホーム[※]の整備など住まいの場の一層の拡充を図るとともに、家族や地域等の理解促進を図るための啓発活動の推進を行う必要があります。

(2) 福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－

【数値目標及び実績】	達成率 25.5%			国の基本指針	
対象者(H25年度末現在の施設入所者)	1,959	人	/	H25年度末の施設入所者数の12.0%以上が地域生活へ移行することを目標とする。	
【目標】 H29年度までの地域生活移行者数(H27～H29)	235	人			12.0%
【実績】 H28年度までの地域生活移行者数	60	人			3.1%

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は、地域生活移行者数60名（平成28年度末）で、達成率は25.5%となっています。
- ・未達成の原因として、(1)と同様と考えられます。

【今後の課題】

- ・グループホーム[※]の整備など住まいの場の一層の拡充を図るとともに、家族や地域等の理解促進のための啓発活動を推進する必要があります。

※地域生活移行：P.113 ※グループホーム：P.110

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(3) 精神科病院からの地域生活移行

①入院後3か月時点の退院率

【数値目標及び実績】	達成率 76.9%		国の基本指針
【目標】入院後3か月時点の退院率(H29年度)	64.0	%	H29年度において、入院後3か月時点の退院率を64.0%以上とする。
【実績】入院後3か月時点の退院率(H28年度)	49.2	%	

②入院後1年時点の退院率

【数値目標及び実績】	達成率 91.5%		国の基本指針
【目標】入院後1年時点の退院率(H29年度)	91.0	%	H29年度において、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。
【実績】入院後1年時点の退院率(H28年度)	83.3	%	

③入院1年以上の在院者数

【数値目標及び実績】	達成率 17.9%			国の基本指針
H24年6月末時点 1年以上の在院者数	3,418	人	H29年6月末において、長期在院者数をH24年6月末時点から18.0%以上削減する。	
【目標】H29年6月末時点 1年以上の在院者数	2,802	人		18.0%
【実績】H28年6月末時点 1年以上の在院者数	3,308	人		3.2%

【進捗状況】

- ・入院後3か月及び入院後1年時点における退院率は、それぞれ49.2%、83.3%（平成28年6月末時点）となっています。入院後1年が社会復帰を促進する重要なポイントと言われてはいますが、いずれも目標値に比べ低い状況です。
- ・1年以上の長期入院患者数は、平成24年6月末時点で3,418人、平成28年6月末時点で3,308人と約100人減少しています。

【今後の課題】

- ・地域生活移行が進まない原因として、地域生活移行支援制度の周知不足、支援者の連携不足及び退院後の受け皿不足等、様々な課題があげられます。

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数[※]

【数値目標及び実績】	達成率 57.6%		国の基本指針
年間一般就労移行者数(H24年度)	86	人	H29年度中に福祉施設から一般就労する者をH24年度実績の2倍以上とする。
【目標】年間就労移行者数(H29年度)	172	人	
【実績】年間就労移行者数(H28年度)	99	人	

【進捗状況】

- ・一般就労移行者数は、H24年度実績に比べ約10%増となっています。今後さらなる取組の推進を行う必要があります。

【今後の課題】

- ・企業に対する仕事の切り出しの助言や障がい者雇用アドバイザー等による就労可能な障がい者と企業等とのマッチングのさらなる取組等を行う必要があります。
- ・障害者就業・生活支援センター等との定期的な意見交換による情報共有の強化を図るとともに各福祉施設へのタイムリーな就労情報の提供を行う必要があります。

(参考) 福祉施設からの一般就労者数の推移

(単位:人)

項目	第1期			第2期			第3期			第4期	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間一般就労移行者数	36	60	64	64	72	87	86	88	91	101	99
目標達成率	39.1%	65.2%	69.6%	69.6%	78.3%	94.6%	93.5%	95.7%	97.8%	58.7%	57.6%

(5) 就労移行支援事業所の就労移行率[※]

【数値目標及び実績】	達成率 47.0%	国の基本指針
【目標】H29年度の就労移行率が3割以上の事業所の率	50.0%	H29年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。
【実績】H28年度の就労移行率が3割以上の事業所の率	23.5%	【参考】 調査対象施設:51施設 就労移行が3割以上の施設:12施設

【進捗状況】

- ・就労移行率が3割以上の事業所は、前年比で1施設増加しています。

【今後の課題】

- ・(4)と同様に、企業に対する仕事の切り出しの助言や障がい者雇用アドバイザー等による就労可能な障がい者と企業等とのマッチングのさらなる取組等を行う必要があります。
- ・障害者就業・生活支援センター等との定期的な意見交換による情報共有の強化を図るとともに各福祉施設へのタイムリーな就労情報の提供を行う必要があります。

※福祉施設から一般就労への移行：P.115 ※一般就労：P.108 ※障がい者雇用アドバイザー：P.111

※障害者就業・生活支援センター：P.112 ※就労移行支援事業所：P.111

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(6) 障がい者雇用率[※]全国順位

【数値目標及び実績】	達成率 91.5%		
障がい者雇用率(H25年)	5	位	【参考】 身体1.67(1位)、知的0.38(33位)、精神0.10(16位)
【目標】障がい者雇用率(H29年)	1	位	
【実績】障がい者雇用率(H28年)	5	位	【参考】 身体1.70(1位)、知的0.53(25位)、精神0.20(23位)

【進捗状況】

- ・ 障がい者雇用率は2.44%で、全国第5位となっています。

【今後の課題】

- ・ 知的障がい者と精神障がい者の雇用は伸びているものの、さらなる取組の推進を行う必要があります。
- ・ 法定雇用率の引き上げ(平成30年4月から2.2%)に伴う新たな対象企業に対し、障がい者の特性に応じた仕事の切り出しの助言や障がい者とのマッチングの働きかけ等を行う必要があります。

(7) 就労継続支援B型事業所[※]の平均工賃[※](月額・時間額)

【数値目標及び実績】	月額	時間額		達成率	
平均工賃(H25年度)	15,869	207	円		
【目標】 平均工賃(H29年度)	17,773	232	円	月額	時間額
【実績】 平均工賃(H28年度)	16,823	233	円	94.7%	100.4%

【進捗状況】

- ・ 就労継続支援B型事業所の平均工賃は、月額・時間額ともに着実に伸びていますが、工賃月額は目標を達成していません。

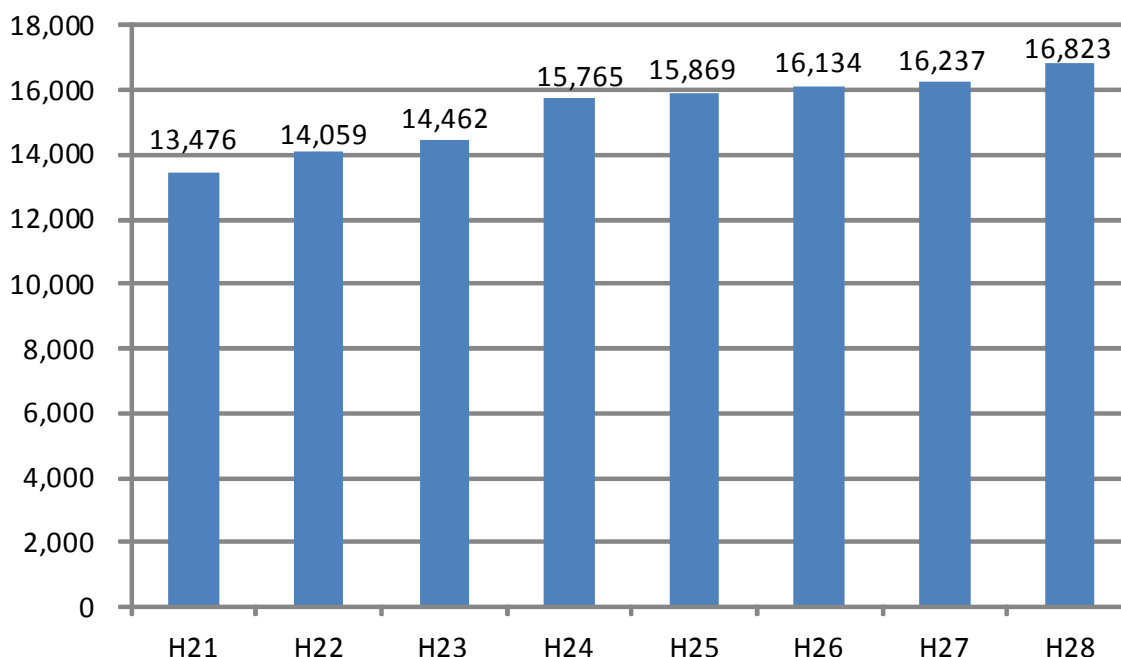
【今後の課題】

- ・ 共同受注組織[※]の確立や人材の育成を進める必要があります。
- ・ 農福連携の拡大や障がい者優先調達の着実な推進を行う必要があります。
- ・ 特に個別事業所における障がい者の能力向上を図る必要があります。

※障がい者雇用率：P.112 ※就労継続支援B型事業所：P.111 ※平均工賃：P.115 ※共同受注：P.110

(参考) 工賃月額推移

(単位：円)



(8) 発達相談支援につながった未就学児数

【数値目標及び実績】	達成率 73.1%	
発達相談支援につながった未就学児童(H25年度)	407	人
【目標】発達相談支援につながった未就学児童(H28年度)	632	人 5歳児推計人口の6.5%
【実績】発達相談支援につながった未就学児童(H28年度)	462	人 5歳児健診等で専門医等の診断を受けた児童数

【進捗状況】

- ・ 発達障がい[※]の疑いのある5歳児全員が発達相談を受けることを目標としており、目標数値には届いていませんが、発達相談支援につながった子どもは着実に増加しています。

【今後の課題】

- ・ 障がいのある子どもの障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加を促進するためには、早期からその障がいに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- ・ 特に、外見からは気づかれにくい発達障がいは、保育所等での集団生活に慣れ始めた頃からその特性が現れる場合もあることから、1歳6か月児健診や3歳児健診のほか、5歳児健診や発達相談会等により早期に発見する必要があります。

※発達障がい：P.115

第3章

障がい者が地域で心豊かに
暮らし働ける社会づくりの推進

基本的施策の方向性

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、3障がい（身体、知的、精神）共通の制度として、障害福祉サービスの提供や身近な市町村における一元的なサービス提供が盛り込まれました。その後、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、地域社会における共生の実現等が基本理念として掲げられました。

その他、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」[※]（平成25年法律第65号、以下「障害者差別解消法」という。）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」[※]（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」[※]（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）等の法整備が進められ、本県においては、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、平成28年4月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」[※]を施行しました。

今回、第4期大分県障がい福祉計画の進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進するため、障害者総合支援法第89条に基づき、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とする「第5期大分県障がい福祉計画」を策定します。

また、平成28年5月に改正された児童福祉法第33条の22に基づき、障がいのある子どもと家庭への支援を推進するため、「第1期大分県障がい児福祉計画」を併せて策定します。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

（1）障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

①「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上

ア 啓発・広報活動の推進

- ・「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について、県民の理解促進を図ります。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：P.112

※国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律：P.110

※障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例：P.112

- ・障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めるため、企業・業界団体等に対する出前講座の開催や合理的配慮の提供事例集等の活用による啓発を推進します。
- ・障害者週間（12月3日～9日）に開催する「障がい者週間福祉大会」や、発達障害者週間（4月2日～8日）に行われる自閉症啓発行事など、様々な機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。
- ・県広報誌・広報番組を活用した広報を行うほか、市町村が実施する障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や市町村広報誌による周知など、市町村と連携し、地域住民への啓発を行います。
- ・大分県障害者社会参加推進センター[※]が実施する「障がい者・児秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、さらなる交流機会の拡大を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業の充実に努めます。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 大分県づくり条例のポイント



①基本原則

相互に人格と個性を尊重し合える共生社会実現に向けて基本原則を定める。

- 障がいのある人は、必要な支援を受けながら自らの意思により選択し、自分らしく生きることができる。
- 障がいのある人は、社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。
- 障がいのある人は、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会において共生することができる。
- 障がいのある人は、意思疎通、情報取得手段の選択の機会の拡大が図られる。
- 障がいを理由とする差別解消施策は、性別、年齢、障がいの状態等に応じて実施される。
- 障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。

ポイント

障害者の権利に関する条約第19条でいう「自立」は、「必要な場合は支援を受けながら自分のことを自分で決めること」＝「自己決定」を意味しています。人はだれでも社会から支えられて自分らしく生きる権利があります。

②県の責務

- 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施しなければならない。
- 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なき後の生活の維持及び防災対策に関する課題等の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努める。

ポイント

条例策定の過程で「これまで女性である前に障がい者として扱われていた」とのお話をいただきました。障がいのある女性が、女性であるが故に、結婚、出産などのライフステージごとに複合的な差別を受けることのない社会が望まれています。

③障がいを理由とする差別の禁止

- 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、意思の表明があった場合、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

イ 合理的配慮の推進

- ・障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が加重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者に対する点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成及び遠隔手話通訳サービスなどICT技術を活用した新たな意思疎通支援に取り組みます。
- ・障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入り動画の制作や点字・デイジー図書の貸出しなど障がい者のニーズに応じた情報提供の取組を支援します。
- ・内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプカードを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。

ウ 相談支援体制の充実

- ・障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に対処するため、権利擁護に係る常設相談窓口として、大分県障がい者差別解消・権利擁護センターに専任の相談員を配置し対応にあたるほか、医師・弁護士・税理士等による問題解決のための助言、指導を行います。

ヘルプカードとは
外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするためのカードです。妊娠初期の人や認知症の人など支援を必要とする人も利用可能です。

 <p>あなたの助けが必要です ヘルプ カード 大分県</p>	 <p>私が手伝ってほしいこと</p> <ul style="list-style-type: none">○聴覚障がいがあります。緊急時には筆談をお願いします。○視覚障がいがあります。道案内をお願いします。○わかりやすい言葉で話してください。○緊急連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇 など
カード(おもて面)	カード(うら面)

※1. デイジー図書：デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル図書

※点訳・音訳奉仕員：P. 114 ※手話通訳者：P. 111 ※要約筆記：P. 116

※遠隔手話通訳サービス：P. 108 ※聴覚障害者センター：P. 114 ※点字図書館：P. 114

※内部障がい：P. 115

エ 「親なき後」への取組

- ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なき後」への不安を軽減するため、グループホームの整備促進や就労支援等、障がい者が安心して暮らし働ける環境づくりを推進します。
- ・福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に対する適切な支援を受け、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度^{※1}の利用促進や日常生活自立支援事業^{※2}を推進します。
- ・支援を必要とする障がい者の見守りの実施や身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、全市町村に設置する生活困窮者自立相談支援機関と連携し、障がいのある方の就労や自立に向けた支援を行います。

② 障がい者に対する虐待の防止

- ・障がい者の権利利益の擁護[※]を図るため、大分県障害者権利擁護センター[※]及び市町村障害者虐待防止センター[※]の設置等、通報・相談体制の整備や、キャンペーン活動等による普及啓発を行います。
- ・障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を支援します。
- ・市町村、労働局、県警等との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。
- ・家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し相談・助言などの支援に取り組みます。

※1. 成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人（以下「本人」という。）が、本人または配偶者・四親等内の親族等の申立によって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の援助者に選任することで、本人を法的に支援する制度

※2. 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

※大分県障がい者差別解消・権利擁護センター：P. 108 ※大分県障害者権利擁護センター：P. 108

※市町村障害者虐待防止センター：P. 111

(2) 障害福祉サービス提供基盤の整備

① 障害福祉サービス提供体制の整備

- ・障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護等の訪問サービスや生活介護[※]、就労継続支援等の通所系サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ・介護保険[※]と障がい福祉相互の制度に共通する共生型サービスを推進し、高齢障がい者が従来から利用してきた障害福祉サービスを同一事業所で継続して受けられるようにします。
- ・65歳に至るまでの一定期間において、障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者が、介護保険サービスを利用する場合に、負担軽減等を適用することにより、介護保険サービスへの円滑な移行を促進します。

② 各種研修の実施

- ・相談支援従事者[※]や、サービス管理責任者[※]、児童発達支援管理責任者[※]、強度行動障害支援者の養成研修等により、有資格者の育成及び資質向上を図ります。

③ 第三者評価制度導入の促進

- ・障害福祉サービス事業者に対し、第三者評価機関[※]による評価制度の導入を促し、サービスの改善や質の向上を図ります。

④ 事業者における苦情解決体制の整備

- ・障害福祉サービス事業者は、利用者又はその家族からの苦情に迅速・適切に対応するため苦情相談窓口を設置していますが、その苦情解決の体制が有効に機能し、サービスの質の向上につながるよう、事業者に対する適切な助言、指導を行います。

※生活介護：P.112 ※介護保険：P.109 ※相談支援従事者：P.113 ※サービス管理責任者：P.110

※児童発達支援管理責任者：P.111 ※強度行動障害支援者：P.110

⑤ 障害福祉サービス等の情報公開制度の導入

- ・ 障害福祉サービス等の利用を考えている障がい者やその家族が適切な事業所を選択できるよう、事業所等の所在地、営業時間、事業内容、障害福祉サービスの具体的な取組状況等を独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）[※]の「障害福祉サービス事業所検索システム」において公表します。

（3）障がい者の地域生活移行等への支援

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

- ・ 精神障がい者が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を目指し、取組を進めます。
- ・ 長期入院中の精神障がい者や入院後6か月未満の短期入院患者の地域生活移行、地域定着に向けて、大分県自立支援協議会[※]に設置する地域移行専門部会や精神障がい者地域移行ワーキング[※]において、地域生活移行に関する諸課題の把握や対応策の検討を進めるとともに、市町村自立支援協議会への指導・助言を通じ、精神障がい者等の地域生活移行の推進を図ります。
- ・ 精神科病院スタッフ（医師、看護師、精神保健福祉士等）や地域で支援を行う市町村、相談支援事業所[※]、地域包括支援センター[※]などに対し、地域移行支援に向けた理解を深める研修会等を実施し、支援の質の向上を図ります。
- ・ 県内6圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会[※]等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。
- ・ 保健所においても、精神障がい者の措置入院や医療保護入院等の入院時から、病院その他関係機関と連携し、地域生活移行及び地域定着に向けて、積極的に情報交換や支援を行います。
- ・ 相談支援専門員や地域移行専門部会の構成員を地域リーダーとして育成し、地域生活移行の推進を図ります。

※第三者評価機関：P.113 ※福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）：P.115

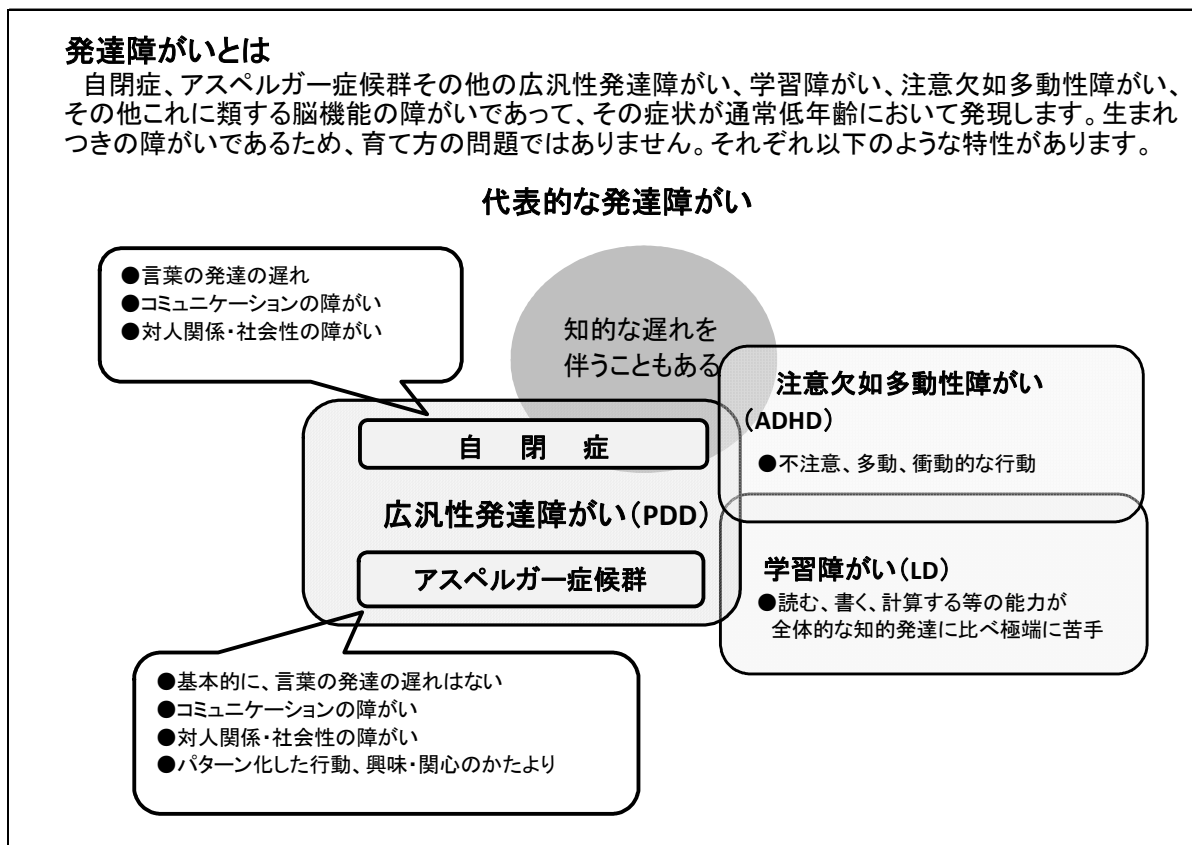
※地域包括ケアシステム：P.114 ※自立支援協議会：P.112 ※地域移行専門部会：P.114

※精神障がい者地域移行ワーキング：P.112 ※相談支援事業所：P.113 ※地域包括支援センター：P.114

- ・ 認知症など入院の必要性を考慮した上で、退院可能な条件の整った精神障がい者の地域生活移行を推進するため、家族や地域等の理解の促進、住まいの場の確保、地域定着支援の体制整備に取り組みます。
- ・ 県精神科病院協会をはじめ関係機関の協力のもと、精神科救急医療体制のさらなる充実を図ります。

② 発達障がい者への支援

- ・ 「発達障がい者支援に係る実態調査」により把握された就労や二次障害、学び直し等の課題[※]に対し、大分県発達障がい者支援センターや[※]こころとからだの相談支援センター等の関係機関が連携して支援に取り組みます。
- ・ 大分県発達障がい者支援センターを運営し、[※]発達障がい者地域支援マネージャーによる生活支援や大分障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携した就労支援などの取組を推進します。



※精神障がい者地域移行支援協議会：P. 112 ※大分県発達障がい者支援センター：P. 109

※こころとからだの相談支援センター：P. 110 ※発達障がい者地域支援マネージャー：P. 115

※大分障害者職業センター：P. 109

③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進

- ・障がい者の地域における多様な暮らしを支援するため、障がいに対する県民の理解及びグループホーム（共同生活援助）など住まいの場の整備を促進します。
- ・特に、グループホームについては、市町村と連携し、各地域のニーズに沿った施設整備に対する支援や公営住宅の活用等により整備促進を図ります。

④ 施設入所支援等から地域移行した障がい者への支援

- ・地域移行支援事業所では、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。
- ・自立生活援助事業所では、障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回相談や随時の対応により利用者の居宅を訪問し、必要な助言等の支援を行います。
- ・地域定着支援事業所では、居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

⑤ 地域生活支援拠点[※]等の整備及び市町村への支援

- ・各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1か所の地域生活支援拠点等を整備することを基本とし、広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を行います。

⑥ 矯正施設[※]から退所した障がい者への支援

- ・大分県地域生活定着支援センター[※]を中心に、刑務所等出所の前段階から、司法・福祉関係機関と支援ネットワークを構築し、出所後直ちに障害福祉サービスの利用につなぐことにより、更生・社会復帰を支援します。

※地域生活支援拠点：P.114 ※大分県地域生活定着支援センター：P.109 ※矯正施設：P.110

⑦ 災害時に配慮を要する障がい者への支援

- ・ 県及び市町村社会福祉協議会等と協働し、災害時に配慮を要する障がい者を支える地域づくりを推進します。
- ・ 障がい者の要配慮者への支援のため、福祉避難所[※]に指定された施設が、発災時迅速に避難所を開設し適切に運営できるよう、人材や物資の対策を平時から進めるなど、市町村と連携し、福祉避難所の運営能力の強化に取り組みます。
- ・ 南海トラフ地震[※]等の大規模災害に備えるため、さらなる要配慮者の避難場所の確保や、要配慮者を支える福祉人材の育成に取り組みます。

⑧ 障がい者の移動に対する支援

- ・ 平成30年4月から県内路線バス等において、精神障がい者に対する割引制度が導入されます。今後もJRやタクシー等の公共交通機関に対して、大分県精神保健福祉会等と連携し、精神障がい者に対する割引制度の導入について、理解と協力を求めます。

※福祉避難所：P.115 ※南海トラフ地震：P.115

(4) 障がい者の芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進

① 障がい者スポーツの振興

- ・ 幼少期から生涯を通じて、障がい者が身近な地域で気軽にスポーツに親しみながら、各種スポーツ大会へ参加できるよう、大分県障がい者体育協会[※]や大分県障害者スポーツ指導者協議会[※]、総合型地域スポーツクラブ[※]と連携し、地域における障がい者スポーツの普及を進めます。
- ・ 「大分県障がい者スポーツ大会[※]」を通じ、障がい者の自立と社会参加をさらに促進するとともに、優秀選手を「全国障害者スポーツ大会[※]」に派遣し、障がい者の競技力の向上につなげます。
- ・ 障がい者スポーツの振興に取り組む各種団体の競技会開催や、九州大会など上位大会への選手派遣を支援し、障がい者の競技参加の機会を拡充します。
- ・ 世界最高峰のレースに成長し、平成32（2020）年には第40回記念大会を迎える「大分国際車いすマラソン大会[※]」のさらなる充実を図り、障がい者スポーツへの県民理解を深めるとともに、障がい者自身のスポーツへの意欲を高め、自立と社会参加を促進します。
- ・ 平成32（2020）年に開催予定の東京パラリンピック[※]など、世界のトップレベルを目指す県内障がい者アスリートの競技力向上を支援し、東京パラリンピックへの出場を促します。



第36回大分国際車いすマラソン大会

※大分県障がい者体育協会：P.109 ※大分県障害者スポーツ指導者協議会：P.108

※総合型地域スポーツクラブ：P.113 ※大分県障がい者スポーツ大会：P109

※全国障害者スポーツ大会：P.113 ※大分国際車いすマラソン大会：P.109 ※パラリンピック：P.115

② 障がい者の芸術文化活動に対する支援

- ・芸術は、子どもや若者、高齢者、障がい者にも広く社会参加の機会をひらき、共生社会を実現するための一助となっています。多くの障がい者が、多彩で優れた芸術文化に直接触れ、創作活動への意欲向上やより深い芸術文化活動の取組の契機となるよう、様々な芸術を鑑賞する機会を支援します。
- ・平成30年に大分県で初めて全国障害者芸術・文化祭[※]が国民文化祭と一体的に開催されます。大会では、全国の障がい者の芸術性の高い作品を募集し展示を行うほか、県内障がい者による「ときめき作品展[※]」やステージイベントなど、多くの障がい者が芸術・文化活動に参加することで社会参加意欲の向上を図ります。
- ・大会終了後も、障がい者の芸術文化活動を支援するため、「ときめき作品展」や「秋の交歓会」など、活動を発表する機会の充実を図るとともに、障がい者の芸術文化活動を支援する福祉サービス事業所や芸術関係者、経済団体等とのネットワークを構築することで、障がい者アートの普及啓発を図ります。
- ・大会では全市町村において、障がい者の芸術文化活動の発表、展示等が行われます。多くの障がい者が身近な地域で芸術文化活動を楽しむことができるよう、市町村をはじめ特別支援学校[※]や障がい者アートに取り組む施設等と連携を図ります。



「第33回国民文化祭・おおいた2018」
「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」
プレイベント



大分県立美術館（OPAM）

※全国障害者芸術・文化祭：P.113 ※ときめき作品展：P.114 ※特別支援学校：P.114

【成果目標と活動指標】

1 福祉施設からの地域生活移行

成果目標	活動指標	考え方
H28(2016)年度末現在の施設入所者数	1,895人	
H29(2017)年度～H32(2020)年度の地域生活移行者数	171人	H28(2016)年度末の施設入所者数の9.0%以上が地域生活へ移行することを目標とする。
H32(2020)年度末の施設入所者数	1,857人	H28(2016)年度末の施設入所者数から2.0%以上削減することを目標とする。

(国の活動指標による)

2 精神科病院からの地域生活移行

(1) 入院後3か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
H32(2020)年度入院後3か月時点の退院率	69.0%以上	H32(2020)年度における入院後3か月時点の退院率を69.0%以上とすることを目標とする。

(2) 入院後6か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
H32(2020)年度入院後6か月時点の退院率	84.0%以上	H32(2020)年度における入院後6か月時点の退院率を84.0%以上とすることを目標とする。

(3) 入院後1年時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
H32(2020)年度入院後1年時点の退院率	90.0%以上	H32(2020)年度における入院後1年時点の退院率を90.0%以上とすることを目標とする。

(4) 1年以上の長期入院患者数

成果目標	活動指標	考え方
H32(2020)年度1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	2,031人	H32(2020)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
H32(2020)年度1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	870人	

((1)～(4)国の活動指標による)

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

3 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

成果目標	活動指標	考え方
H32(2020)年度 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	6か所	県内6保健所毎にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活に定着するための支援を推進する。

(国の活動指標による)

2 障がい者の就労支援

(1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

① 企業等に対する障がい者雇用の促進

- ・平成30年4月からの法定雇用率の引き上げにより、新たに障がい者雇用が義務づけられる企業等への訪問を実施し、障がいの特性に応じた仕事の切り出しやマッチング支援などの取組を強化するとともに、障がい者の生活支援、定着支援などを含めたきめ細かい支援を行い、障がい者雇用を促進します。
- ・特別支援学校等による企業訪問や産業団体との連携により障がい者雇用に対する企業の理解を促進します。

② 障がい者雇入れ体験等による就労の円滑化

- ・特別支援学校、職業能力開発校[※]等による職業訓練、能力開発を進めるとともに、障がい者の雇入れ体験を積極的に活用するなど、企業等の障がい者雇用に対する理解を深め、障がい者の就労の円滑化を図ります。

③ 障がい者の就労・定着支援

- ・障がい者が地域で自立した生活をするためには、障がい者の就労支援、生活支援、定着支援を行う障害者就業・生活支援センターの役割は重要であり、障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりを進めます。
- ・就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着事業所が企業や関係機関、家族との連絡調整等の支援を行います。

④ 知的障がい者、精神障がい者の雇用促進

- ・知的障がい者、精神障がい者の県庁における職場実習[※]、非常勤職員としての雇用とその後の一般就労に向けた支援に取り組むとともに、同様の取組を県内市町村へ働きかけます。
- ・精神障がい者、発達障がい者等の就労を進め、定着を図るには、雇用する企業等の障がいに対する理解を深める必要があります。精神障がい者、発達障がい者の雇用を希望する企業に対する研修を実施するほか、雇用した企業に対しても雇用後の支援を行います。

※職業能力開発校：P.112 ※知的障がい者、精神障がい者の県庁における職場実習：P.114

(2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実

① 共同受注、共同販売体制の強化

- ・ 県内の事業所が共同して営業活動、製品開発、受注などを行う共同受注窓口において、障がい者就労施設や民間企業等の関係者が参画する協議会を設置し、障がい者就労施設等が提供する物品等の情報提供を行うことで、障がい者による製品、商品の紹介や販売会の機会を創出し、販路・発注拡大を図ります。
- ・ 地域単位での部会を編成し、事業所間のネットワークの構築により工賃向上を推進します。

② 優先調達の推進

- ・ 障害者優先調達法に基づき、県庁における優先調達の目標を設定して積極的に推進するとともに、市町村にも引き続き優先調達の働きかけを行います。

③ 農福連携の推進

- ・ 農業に取り組む事業所にアグリ就労アドバイザー[※]を派遣し、事業所の技術向上、販路拡大、経営改善等を支援し、工賃向上を図ります。また、障がい者就労施設への農業専門家等の派遣や、地域の農家支援による農福連携により工賃向上を図ります。



かんしょの収穫作業



トマトの出荷作業

※アグリ就労アドバイザー：P. 108

【成果目標と活動指標】

1 障がい者雇用率の全国順位

成果目標	活動指標	参 考
H28(2016)年順位	5位	身体1.70(1位)、知的0.53(25位)、精神0.20(23位)
H32(2020)年順位	1位	大分県長期総合計画 「安心・活力・発展プラン2015」における H31(2019)年 目標値 第1位

2 就労移行支援事業所の就労移行率

成果目標	活動指標	考 え 方
H28(2016)年度 就労移行率が 3割以上の事業所の率	26.8%	【参考】 調査対象施設:41施設 就労移行が3割以上の施設:11施設
H32(2020)年度 就労移行率が 3割以上の事業所の率	50.0%	H32(2020)年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。

(国の活動指標による)

3 福祉施設から一般就労への移行者数

成果目標	活動指標	考 え 方
H28(2016)年度一般就労移行者数	99人	
H32(2020)年度一般就労移行者数	150人	H32(2020)年度中に福祉施設から一般就労に移行した者の数を、H28(2016)年度実績の1.5倍以上とする。
公共職業安定所経由による 福祉施設利用者の就職件数	150件	H32(2020)年度において公共職業安定所の支援を受けて、福祉施設から一般就労する件数 (H32(2020)年度一般就労移行者数の100%)
障がい者の態様に応じた 多様な委託訓練事業の受講者数	45人	H32(2020)年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数 (H32(2020)年度一般就労移行者数の30.0%)
障がい者トライアル雇用事業の開始者数	75人	H32(2020)年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、トライアル雇用事業の開始者数 (H32(2020)年度一般就労移行者数の50.0%)
職場適応援助者(ジョブコーチ)による 支援の対象者数	75人	H32(2020)年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の利用者数 (H32(2020)年度一般就労移行者数の50.0%)
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	150人	H32(2020)年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 (H32(2020)年度一般就労移行者数の100%)

(国の活動指標による)

4 就労移行支援事業所の利用者数

成果目標	活動指標	考え方
H28(2016)年度 就労移行支援事業利用者数	352人	
H32(2020)年度 就労移行支援事業利用者数	423人	H32(2020)年度における利用者数がH28(2016)年度における利用者数の2割以上増加させることを目標とする。

(国の活動指標による)

5 就労定着支援1年後の就労定着率

成果目標	活動指標	考え方
【参考】 H28(2016)年度 就労1年後の就労定着率	78.7%	障害者就業・生活支援センター調べ
H32(2020)年度 就労1年後の就労定着率	80.0%	H32(2020)年度における就労定着支援1年後の就労定着率を80.0%以上とすることを目標とする。

(国の活動指標による)

6 就労継続支援B型事業所の平均工賃(月額・時間額)

成果目標	活動指標	考え方
H28(2016)年度 平均工賃(月額・時間額)	16,823円(233円)	
H32(2020)年度 平均工賃(月額・時間額)	18,841円(261円)	年率3.0%の伸び率を維持



調理作業



革製品作り

第4章

障がいのある子どもと 家庭への支援

【第1期 障がい児福祉計画】

基本的施策の方向性

障がい児支援では、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点が必要です。このため、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めます。

また、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えているため、家族に寄り添った支援を行います。

さらに、地域の保育、教育等の場において、必要な支援が受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域づくりを推進します。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がいのある子どもへの支援

～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

(1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

① 乳幼児期

ア 早期発見・早期療育のための乳幼児健診の充実

- ・乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、県の母子保健担当課等と連携しながら、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。

イ 身近な地域での支援体制の充実

- ・在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

ウ 保育所等への受入れ支援

- ・保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を行います。
- ・保育所等における障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ・保育コーディネーター等[※]と連携して、障がい児の支援に取り組みます。

エ 相談支援ファイル^{※1}の活用推進

- ・就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うことができるよう相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。



障がい児への療育支援

※1. 相談支援ファイル：支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員が共通理解をすることにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル

※保育コーディネーター：P.116

② 就学期

ア 相談支援ファイルの活用推進

- ・乳幼児健診の情報や今まで受けてきた支援等の内容を学校に引き継ぎ、これまでの経過を踏まえた適切な教育支援に繋げるよう、相談支援ファイルの周知、配布及び活用を推進します。

イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援

- ・特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、児童発達支援センター等の障がい児支援機関と各小中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーター[※]や特別支援学校の巡回相談担当教員との連携を強化します。

ウ 身近な地域での支援体制の充実

- ・在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（放課後等デイサービス[※]、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

エ 放課後児童クラブ[※]への受入れ支援

- ・放課後児童クラブ支援員の、障がい児への対応等に係る研修を実施し、放課後児童クラブにおける障がい児の円滑な受入れを支援します。

オ 学校卒業（就労）に向けた支援

- ・特別支援学校を卒業する生徒について、障害者就業・生活支援センター及び大分障害者職業センターなどの就労支援機関と連携して就労支援に取り組むほか、就職後の定着支援を行います。

カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援

- ・施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。

③ 地域における支援体制の整備

ア 各関係機関の連携強化

- ・障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする、障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等の各機関のネットワークづくりを進めます。

イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援等の実施 (地域療育等支援事業)

- ・在宅の障がい児が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児施設等の有する療育機能を活用し、保健所と連携して、巡回療育相談や訪問指導、施設支援等を行います。

ウ 障害児通所支援事業所職員の資質向上

- ・障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図るため、国の「児童発達支援ガイドライン」等を踏まえ、事業所職員の資質向上のための研修を実施します。

エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実

- ・地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活動の充実を図ります。

※1. 児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施する。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれる。

※2. 障害児通所支援事業所：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業を行う児童福祉法上の事業所

※巡回療育相談：P. 111 ※地域療育等支援事業：P. 114 ※児童発達支援ガイドライン：P. 111

(2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援

① 発達障がい児への支援

- ・法定健診^{※1}（1歳6か月児健診・3歳児健診）におけるアセスメントツール（M-CHAT）の導入推進によりスクリーニング精度の向上を図ります。
- ・早期発見から早期の相談支援につながるよう、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣を行うとともに、未実施市町村に対し実施に向けた働きかけを行います。
- ・発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ・医療機関を含む関係機関の連携強化及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、診察待ち期間の短縮を図ります。

② 重症心身障がい児[※]への支援

- ・重症心身障がい児とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現のため地域課題解決に取り組む市町村自立支援協議会の機能強化を支援します。

③ 医療的ケア児[※]への支援

- ・医療技術の進歩等を背景として、NICU[※]等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう^{※2}等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。
- ・特別支援学校では、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対するケアの実施体制が整備されていますが、学校以外の生活の場面でも、地域において、必要な支援が円滑に行われるよう、保健、医療、福祉その他関係機関が課題解決に連携して取り組みます。

※1. M-CHAT (Modified Checklist for Autism in Toddlers) : 主に12か月～36か月の乳幼児を対象とし、自閉症スペクトラムの特徴を持つか否かを評価する尺度として作成された有用性の高いツール。自閉症スペクトラムとは、自閉症やアスペルガー症候群などが統合されてきた診断名。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動や興味、反復行動などが起こる。

※2. 胃ろう : 腹壁を切開して胃内に管を通し、食物や水分や医薬品を流入させ投与するための処置

※重症心身障がい児 : P. 111 ※医療的ケア児 : P. 108 ※NICU : P. 108

④ 強度行動障害[※]のある子どもへの支援

- ・強度行動障害のある子どもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をすることといった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。子どもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

⑤ 虐待を受けた障がい児への支援

- ・養育者によっては、障がいのある子どもに育てにくさを強く感じることもあり、虐待に至るおそれがあるため、関係機関と連携して、虐待の未然防止に努めます。
- ・虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。

2 障がいのある子どもの家庭への支援

(1) 障がいのある子どもの家庭への支援

① 家族の負担軽減、子どもの多様な体験と余暇活動の充実

- ・家族の介護負担等の軽減と子どもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。

② 家族の気持ちに寄り添った支援

- ・親の会など家族団体は、同じ障がいのある子どもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ・障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンター^{※1}を養成及び活用し、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。

※1. ペアレントメンター：発達障がい児を育てた経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、相談や助言を行う人

※強度行動障害：P. 110

- ・子どもの発達が気になる保護者に対し、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。

③ 相談支援従業者の支援技術の向上

- ・家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。

【成果目標と活動指標】

1 健診におけるアセスメントツール（M-CHAT）の活用

成果目標	活動指標	考え方
アセスメントツールの導入市町村(H28(2016)年度)	5市町	
アセスメントツールの導入市町村(H32(2020)年度)	18市町村	すべての市町村における法定健診への導入を目標とする。

2 ペアレントメンター養成数

成果目標	活動指標	考え方
ペアレントメンター養成数(H28(2016)年度)	35人	
ペアレントメンター養成数(H32(2020)年度)	72人	4種別×3人×6圏域の養成を目標とする。

※4種別・・・自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如多動性障がい、学習障がい

【参考】

発達相談支援につながった未就学児数

項目	数値	考え方
H28(2016)年度発達相談支援につながった未就学児数	462人	5歳児健診で専門医等の診断を受けた児童数 【参考】 H28年度の5歳児推計人口の6.5%:632人

第5章

地域生活支援事業及び 障害福祉サービス量の見込み

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」に沿って、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、県及び市町村が柔軟な形態により、効果的・効率的に実施するものです。

県における地域生活支援事業は、市町村相互間の連絡調整を行う事業や広域的な対応が必要な事業等を必須事業として、その他各種事業を任意事業として実施します。

(1) 県の必須事業

① 専門性の高い相談支援事業

ア 高次脳機能障害[※]及びその関連障がいに対する支援普及事業

- ・高次脳機能障害について、支援拠点機関である農協共済別府リハビリテーションセンター（別府市）及び諏訪の杜病院（大分市）に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築及び研修等により、適切な支援が提供される体制整備を図ります。

イ 発達障がい者支援センター

- ・発達障がい者（児）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として大分県発達障がい者支援センター（大分市）を設置し、本人や家族が抱える発達障がいに関する様々な問題についての相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、発達障がいに関する理解促進や研修等を行います。

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- ・聴覚障がい者に対する支援等を行うため、手話通訳者等の養成、研修を実施します。

イ 盲ろう者[※]向け通訳・介助員養成研修事業

- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

※高次脳機能障害：P.110 ※盲ろう者：P.116

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- ・聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修等及び市町村における対応が困難な派遣について、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

④ 広域的な支援事業

ア 県相談支援体制整備事業

- ・市町村の相談支援体制の充実・強化を図るため、個別案件に応じた専門のアドバイザーを市町村自立支援協議会等に派遣します。
- ・市町村自立支援協議会等に対し、ネットワーク構築に向けた助言・調整や地域の課題・困難事例に係る助言等を行うことで、地域相談支援体制の整備促進を図ります。

イ 精神障がい者地域生活支援広域調査等事業

- ・県内6圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。

(2) 県の主な任意事業

① 障害福祉サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア 相談支援従事者研修事業

- ・相談支援に従事する相談支援専門員等を育成し、資質の向上を図ります。

イ サービス管理責任者研修事業

- ・障害福祉サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」を養成します。

② 日常生活支援

- ・オストメイト[※]、音声機能障がい者に対する日常生活上必要な生活訓練や社会適応訓練等を実施し、生活の質の向上を図ります。

③ 社会参加支援

ア 手話通訳者設置（遠隔手話通訳サービスの実施）

- ・聴覚障がい者が、単独でも行政機関の職員等との意思疎通が可能となるよう、窓口等にタブレット端末等を設置し、遠隔手話通訳サービスを実施することにより、合理的配慮の推進及び聴覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

イ レクリエーション活動等支援

- ・レクリエーションを通じて、障がい者の体力増進、交流、余暇活動等に資するため及び障がい者がスポーツに触れる機会を提供するため、障がい者スポーツ指導者の養成や各種レクリエーション教室、スポーツ大会の広域開催など、市町村と連携し、地域間の取組に格差が生じないように、障がい者が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

ウ 芸術文化活動の振興

- ・障がい者の芸術文化活動を振興するため、広域的な観点から障がい者等の作品展、ダンス発表会などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、地域間で格差のない芸術文化活動の機会の創出を図りながら、障がい者の創作意欲を促す環境の整備等を行います。

④ 地域生活支援促進事業

ア 発達障害者支援体制整備事業

- ・大分県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や障害福祉サービス事業所における困難事例対応への助言・指導及び関係機関への連絡・調整等を行います。

※オストメイト：P.109

イ 工賃向上計画支援事業

- ・事業所で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため、工賃向上計画を策定し、官民一体となった取組を推進することにより、障がい者が地域で自立して生活できるよう支援します。

ウ 全国障害者芸術・文化祭開催事業（平成30年度）

- ・障がい者の芸術・文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に大分県において全国障害者芸術・文化祭を開催します。

エ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（平成31、32年度）

- ・大分県大会終了後は、全国障害者芸術・文化祭開催県と連携・連動して、県内における障がい者芸術・文化事業を実施します。

オ 強度行動障害支援者養成研修事業

- ・強度行動障害者の支援者を育成し、その資質向上を図ります。

カ 「心のバリアフリー」推進事業

- ・精神障がい等についての理解を深め、地域に根ざした福祉活動の推進に寄与するため、保健所及びこころとからだの相談支援センターにおいて、住民と障がい当事者及び障がい者福祉団体との相互交流を図る住民参加型の研修会やフェスティバルを開催します。

2 障害福祉サービス量の見込み

(1) 圏域での障害福祉サービス見込量 ※人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

種 類		H28(2016)年度	H30(2018)年度	H31(2019)年度	H32(2020)年度
①訪問系サービス		実績	見込量		
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	時間	54,975	63,226	65,864	68,541
	人分	2,193	2,383	2,425	2,470
②日中活動系サービス		実績	見込量		
生活介護	人日分	58,334	59,620	59,807	59,991
	人分	2,741	2,831	2,840	2,849
自立訓練(機能訓練)	人日分	722	1,387	1,387	1,411
	人分	36	65	65	66
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,995	3,197	3,347	3,460
	人分	210	219	231	241
就労移行支援	人日分	6,294	7,071	7,484	7,854
	人分	358	396	418	438
就労継続支援(A型)	人日分	21,737	24,810	26,230	27,463
	人分	1,052	1,209	1,279	1,340
就労継続支援(B型)	人日分	67,239	75,549	78,924	82,286
	人分	3,720	4,177	4,362	4,546
療養介護	人分	332	340	340	340
短期入所(福祉型)	人日分	2,267	2,853	2,981	3,118
	人分	341	442	464	487
短期入所(医療型)	人日分	265	294	294	294
	人分	53	59	59	59
短期入所	人日分	2,532	3,147	3,275	3,412
	人分	394	501	523	546
③居住系サービス		実績	見込量		
共同生活援助	人分	1,588	1,731	1,792	1,860
施設入所支援	人分	1,948	1,896	1,889	1,876

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

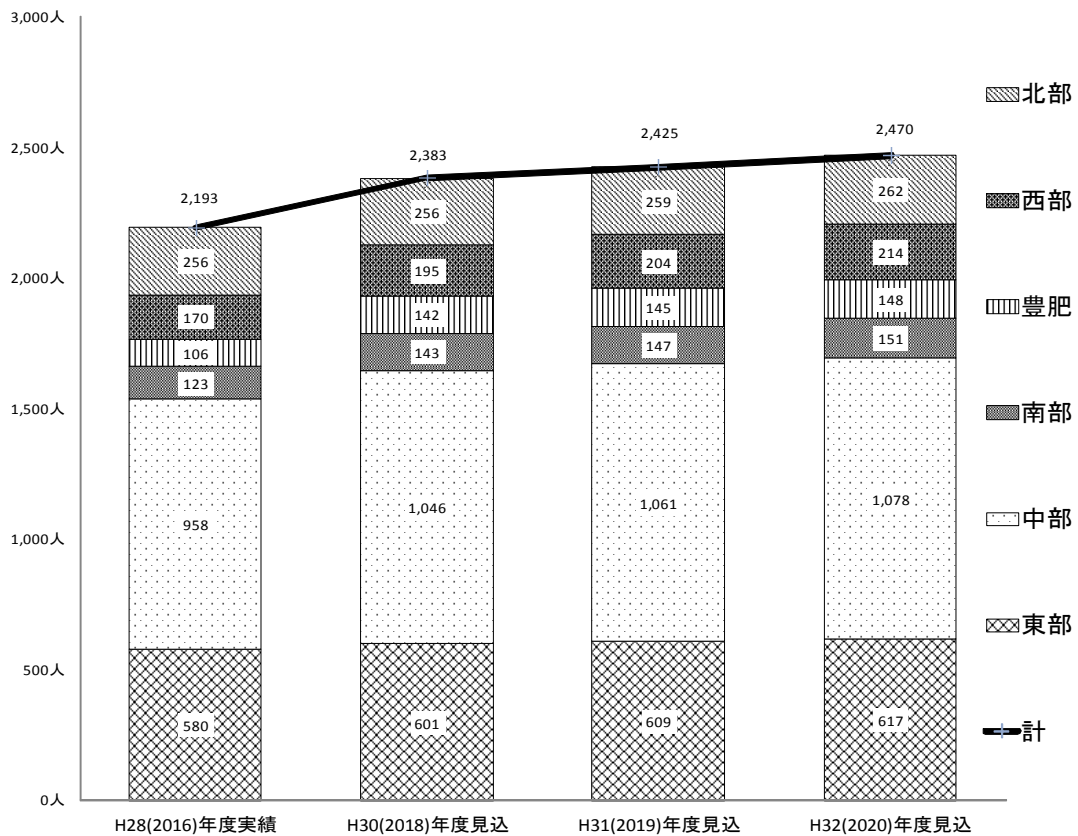
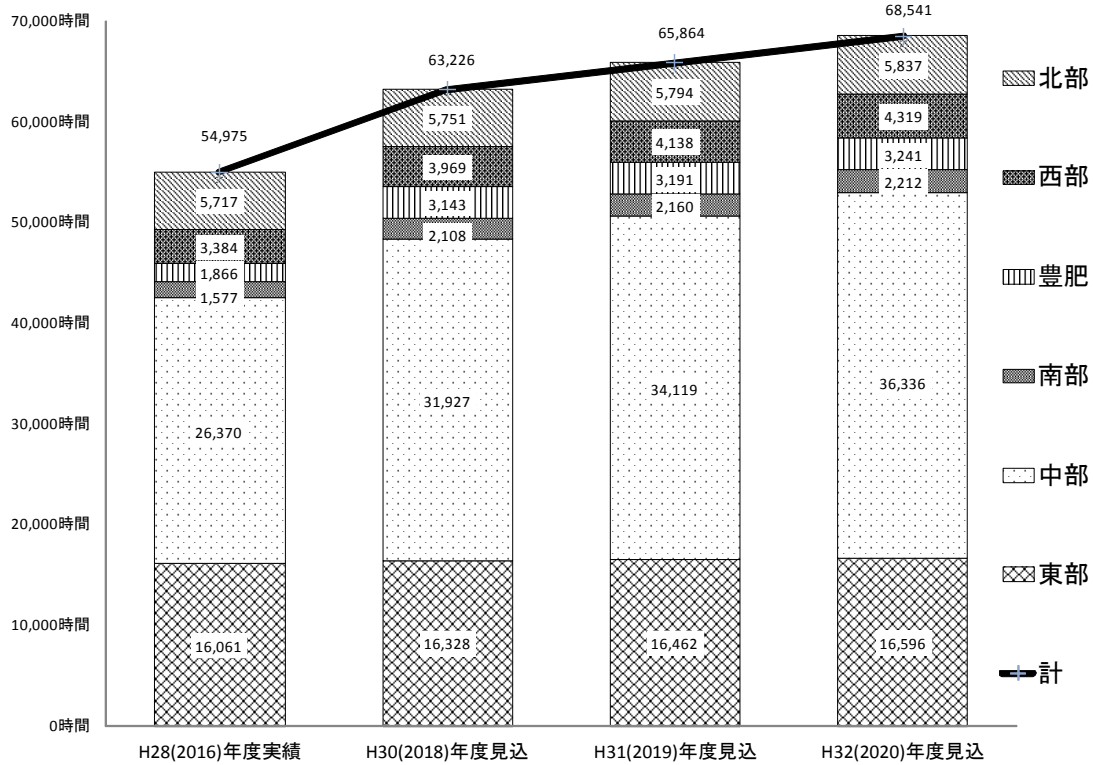
※人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

種 類		H28(2016)年度	H30(2018)年度	H31(2019)年度	H32(2020)年度
④相談支援		実績	見込量		
計画相談支援	人	1,660	1,797	1,850	1,904
地域移行支援	人	12	30	37	43
地域定着支援	人	19	35	37	38
⑤障害児通所支援		実績	見込量		
児童発達支援*1	人日分	6,807	7,740	8,149	8,601
	人分	610	700	738	775
医療型児童発達支援*2	人日分	168	181	181	181
	人分	23	28	28	28
放課後等デイサービス	人日分	18,272	22,882	25,073	26,978
	人分	1,284	1,640	1,775	1,899
保育所等訪問支援	人日分	35	86	89	91
	人分	35	81	83	84
居宅訪問型児童発達支援*3 (平成30年度サービス開始)	人日分		701	804	908
	人分		71	84	96

- ※1. 児童発達支援：障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体、精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- ※2. 医療型児童発達支援：児童発達支援（福祉サービス）にあわせて治療（医療行為）を行う。
- ※3. 居宅訪問型児童発達支援：重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がいの居宅を訪問して発達支援を行う。

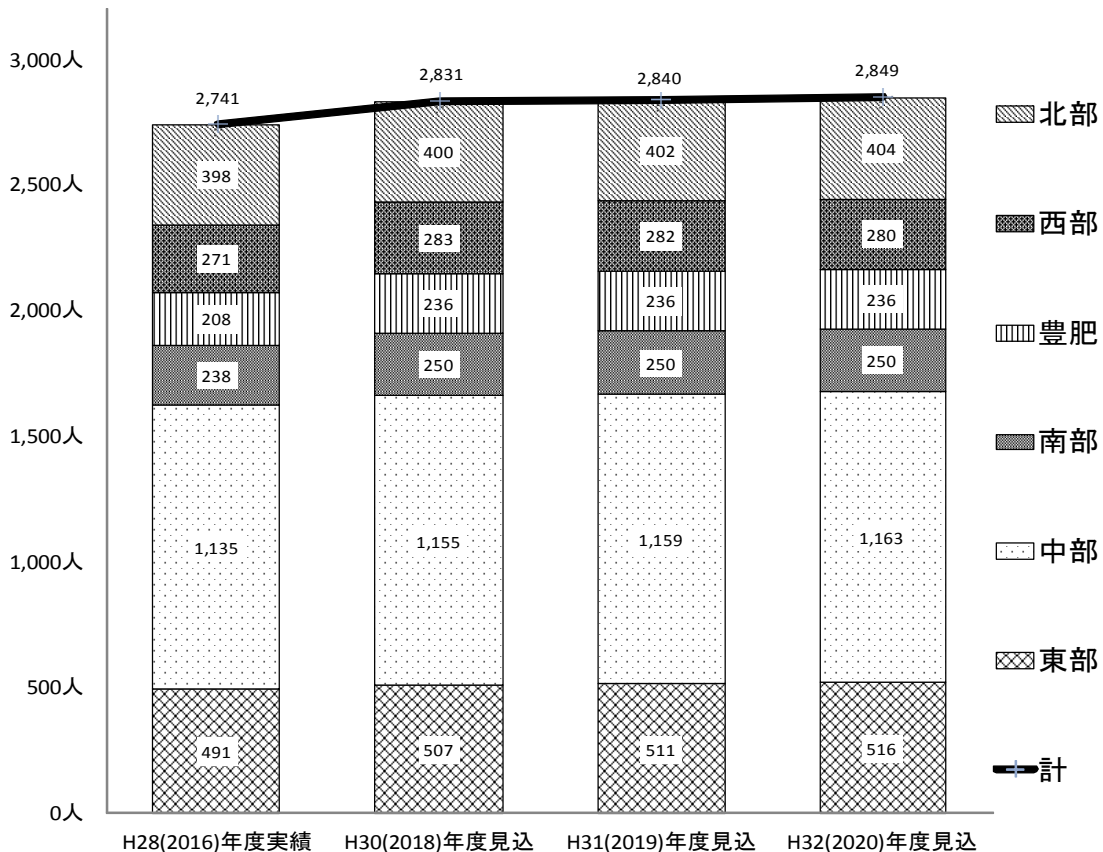
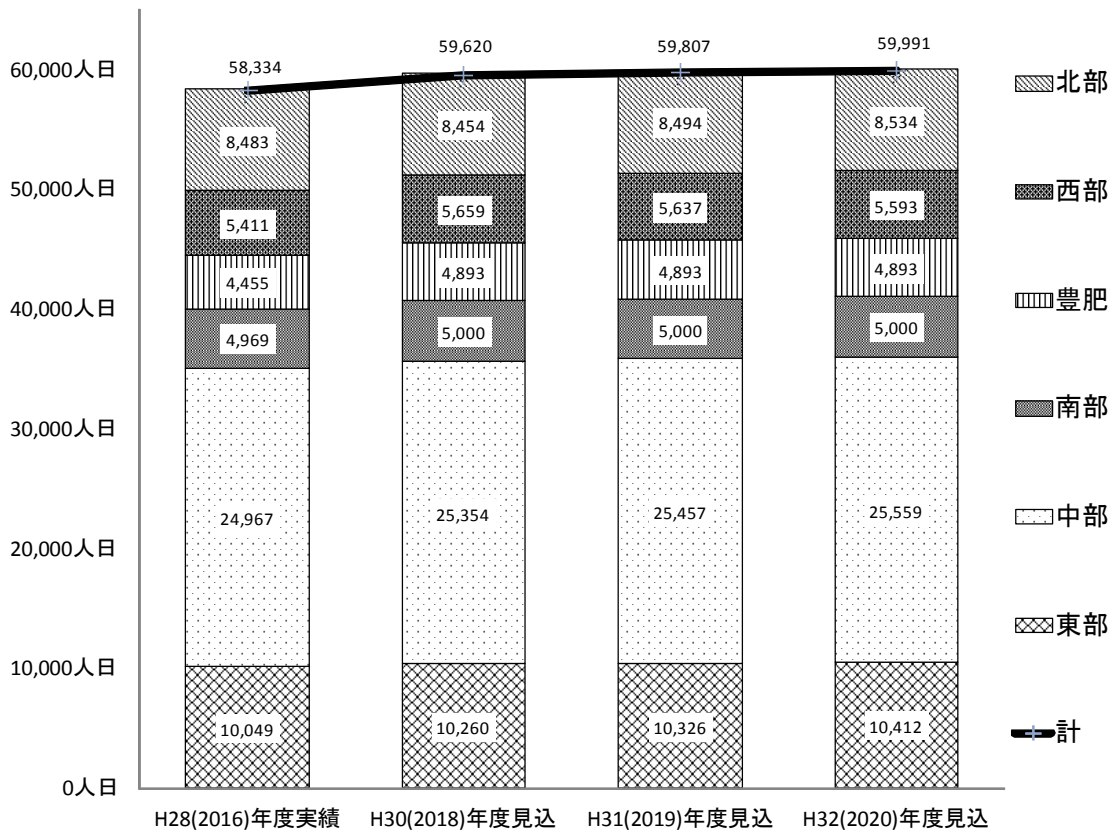
(2) 圏域別・サービス種類別・障害福祉サービス見込量

① 訪問系サービス



②日中活動系サービス
〈生活介護〉

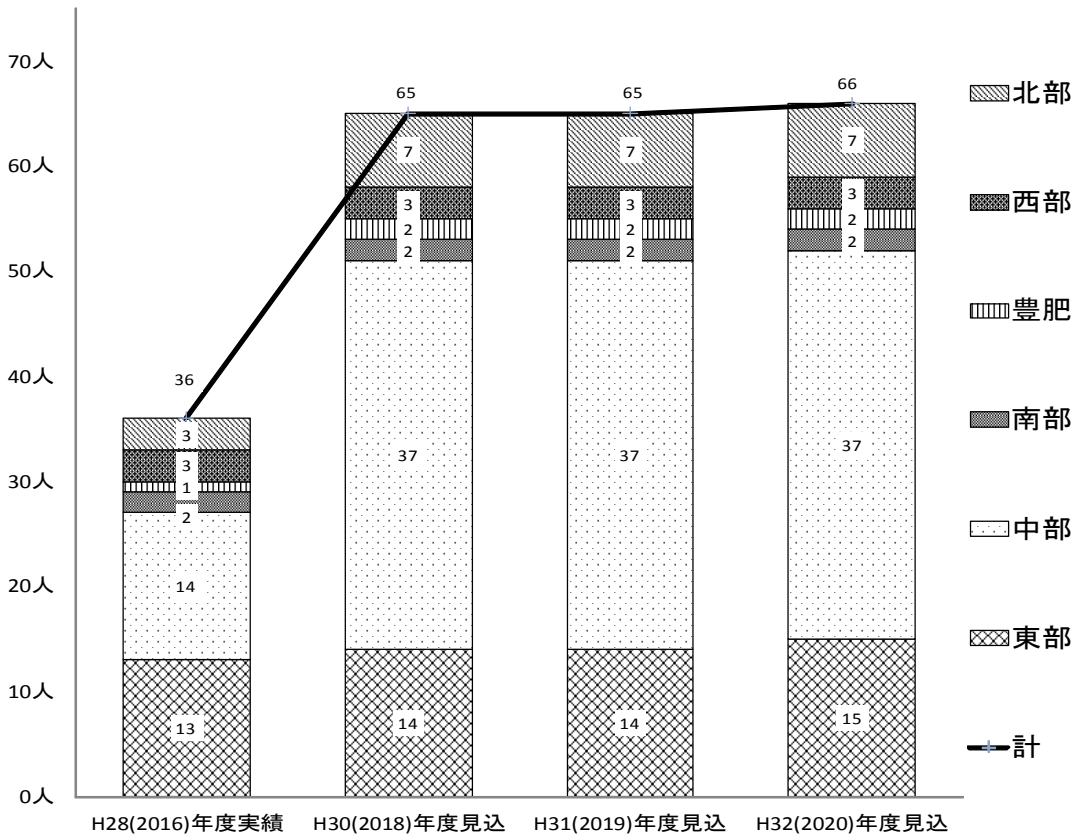
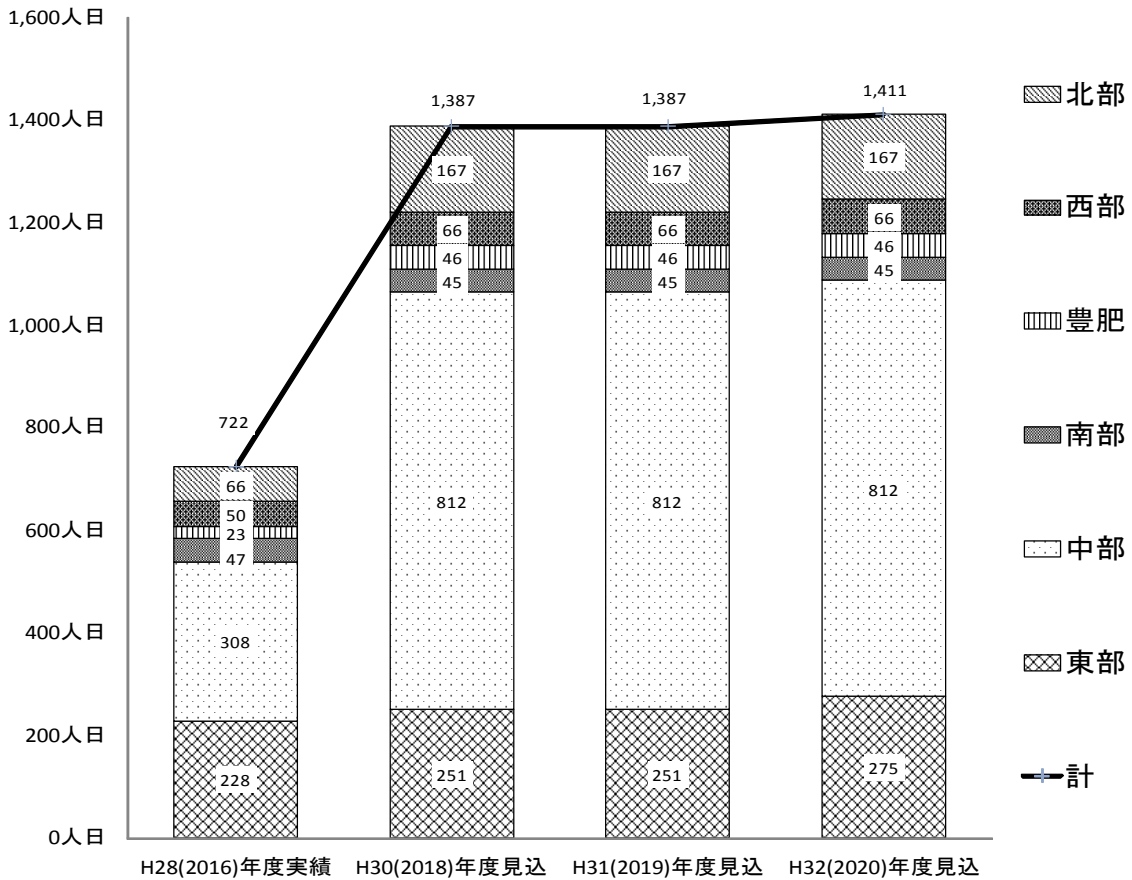
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈自立訓練（機能訓練）〉

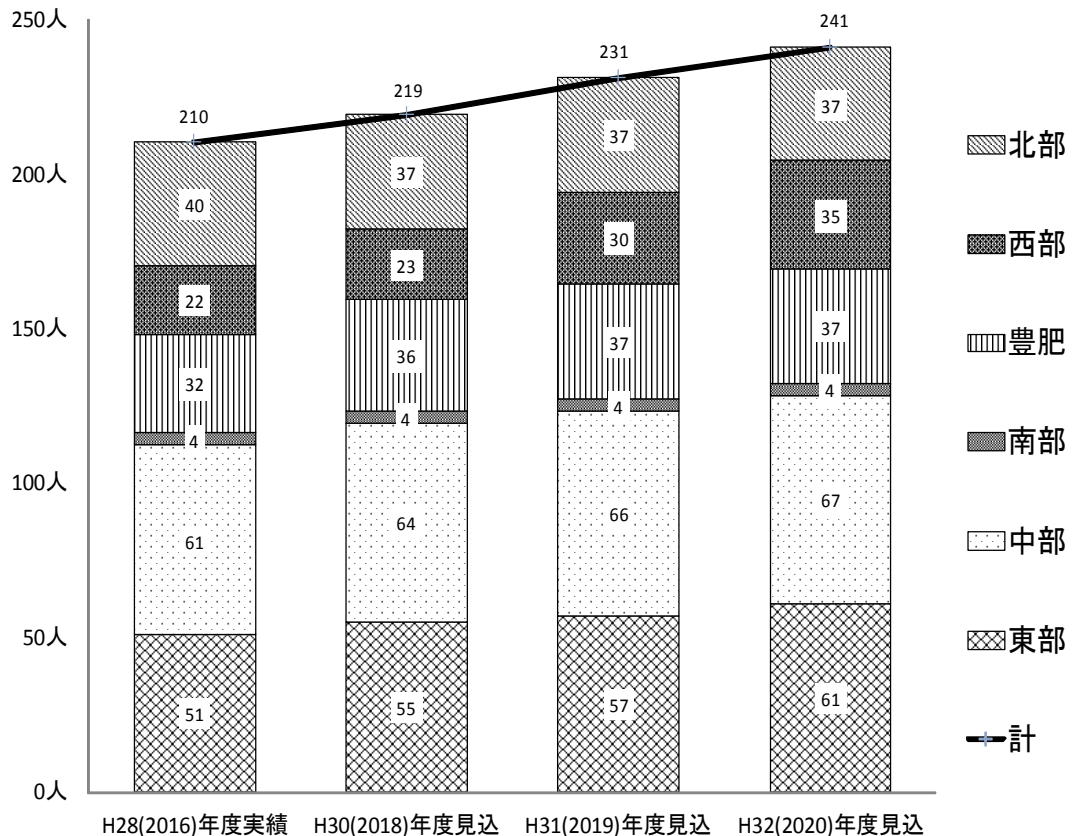
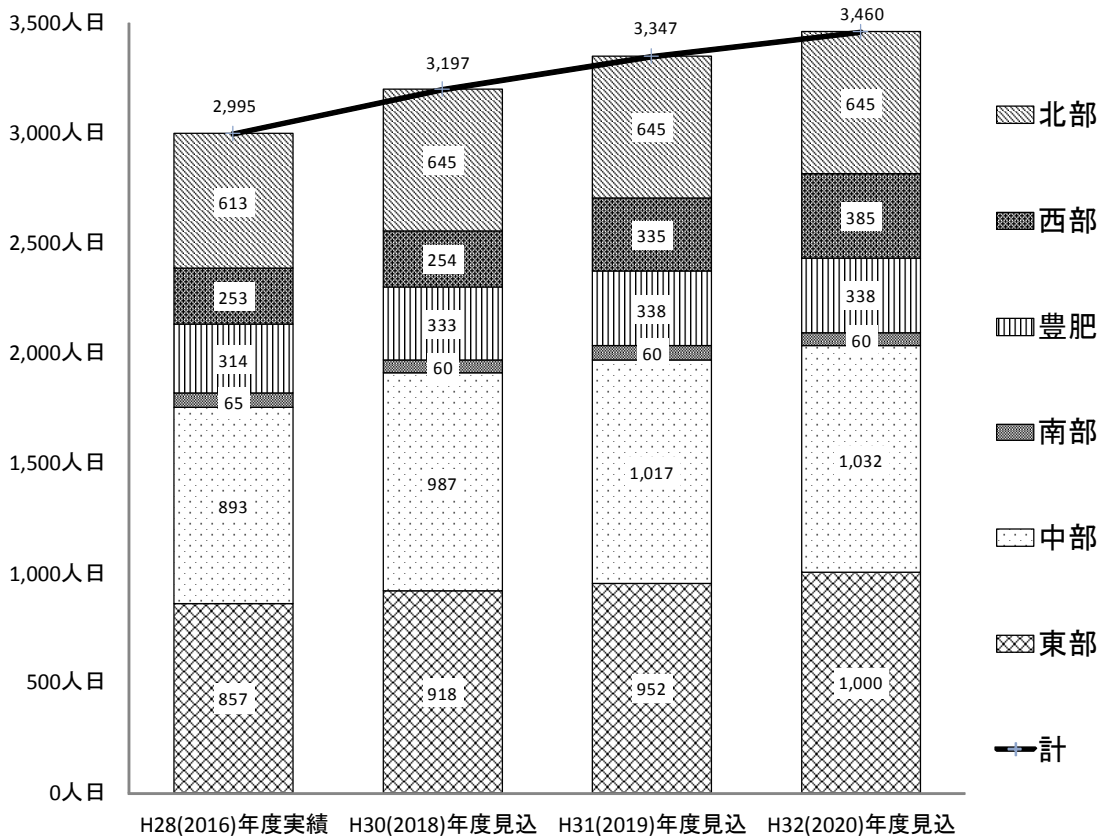
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈自立訓練（生活訓練）〉

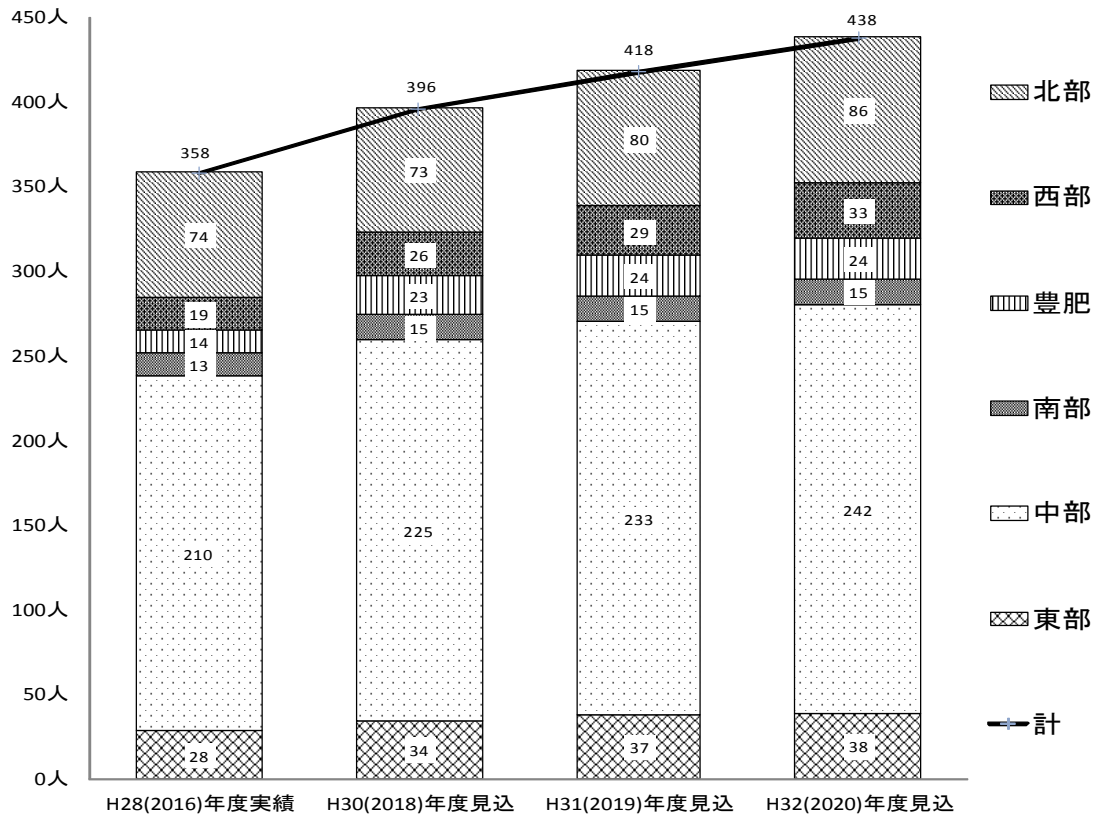
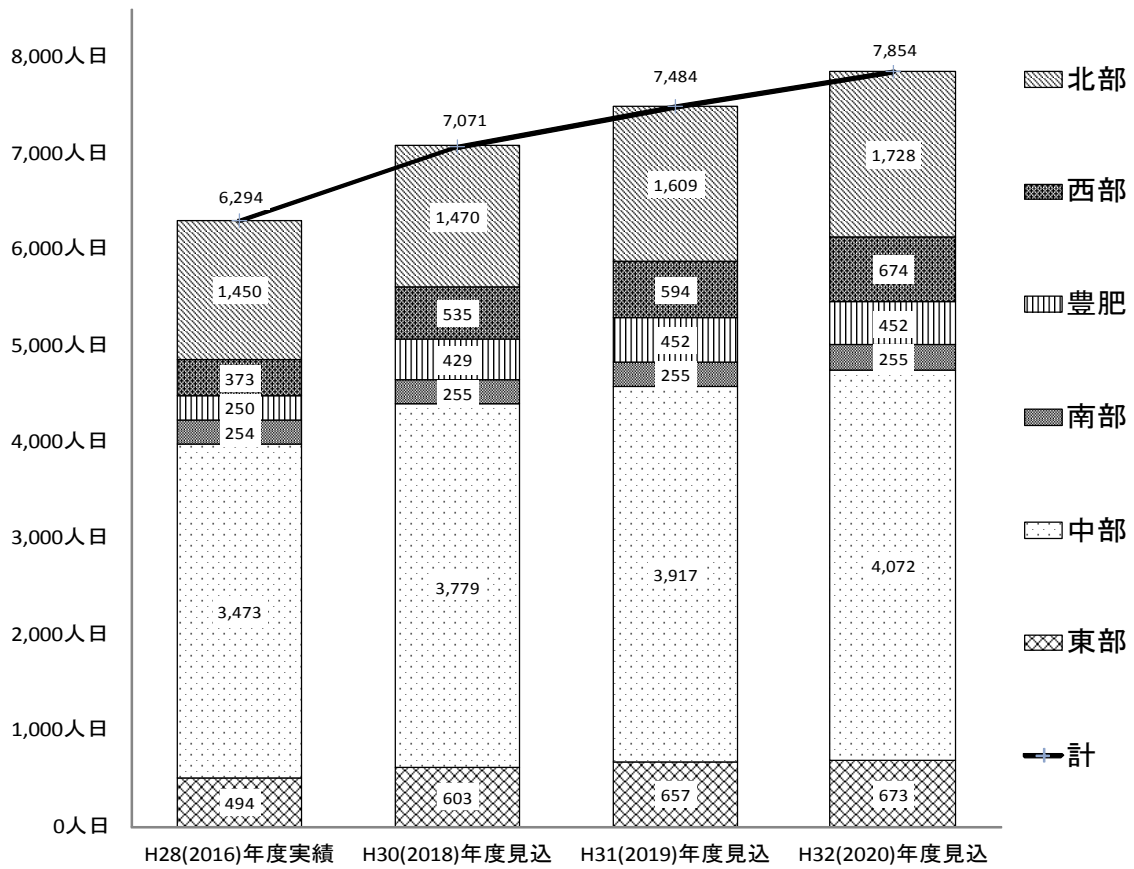
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労移行支援〉

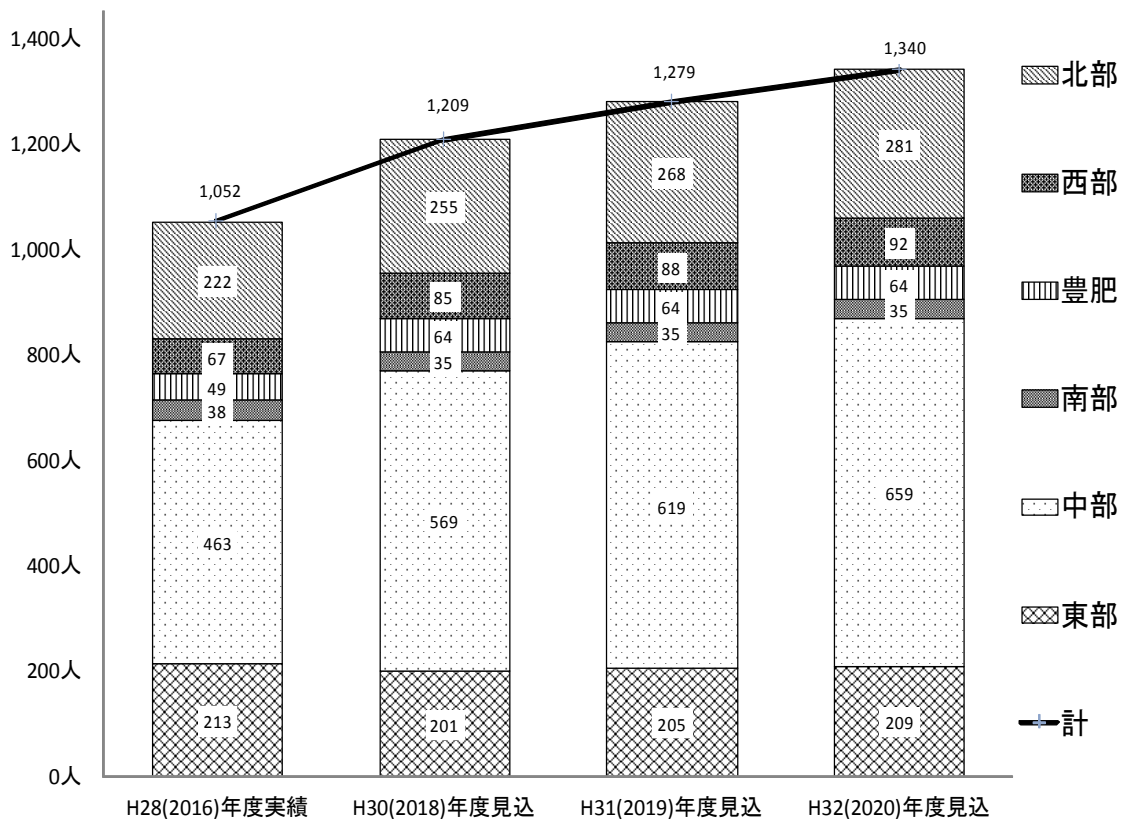
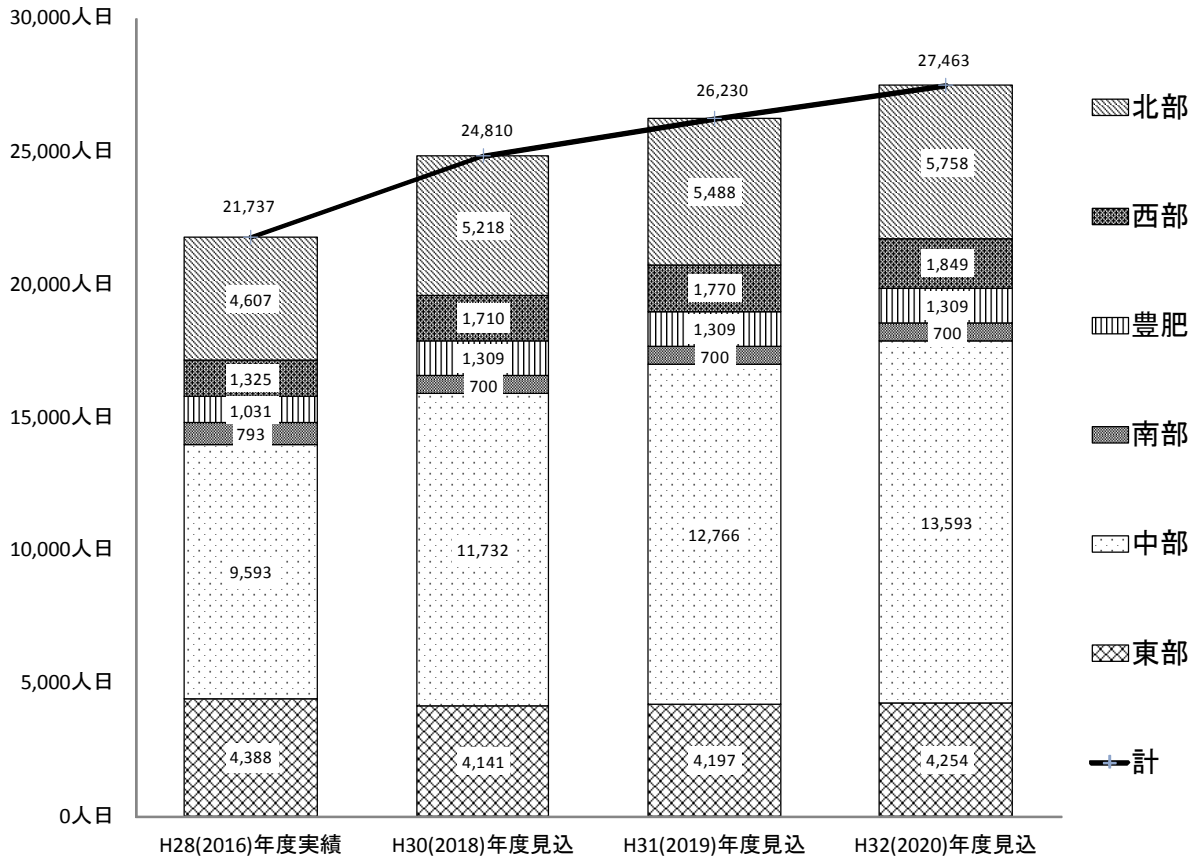
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労継続支援（A型）〉

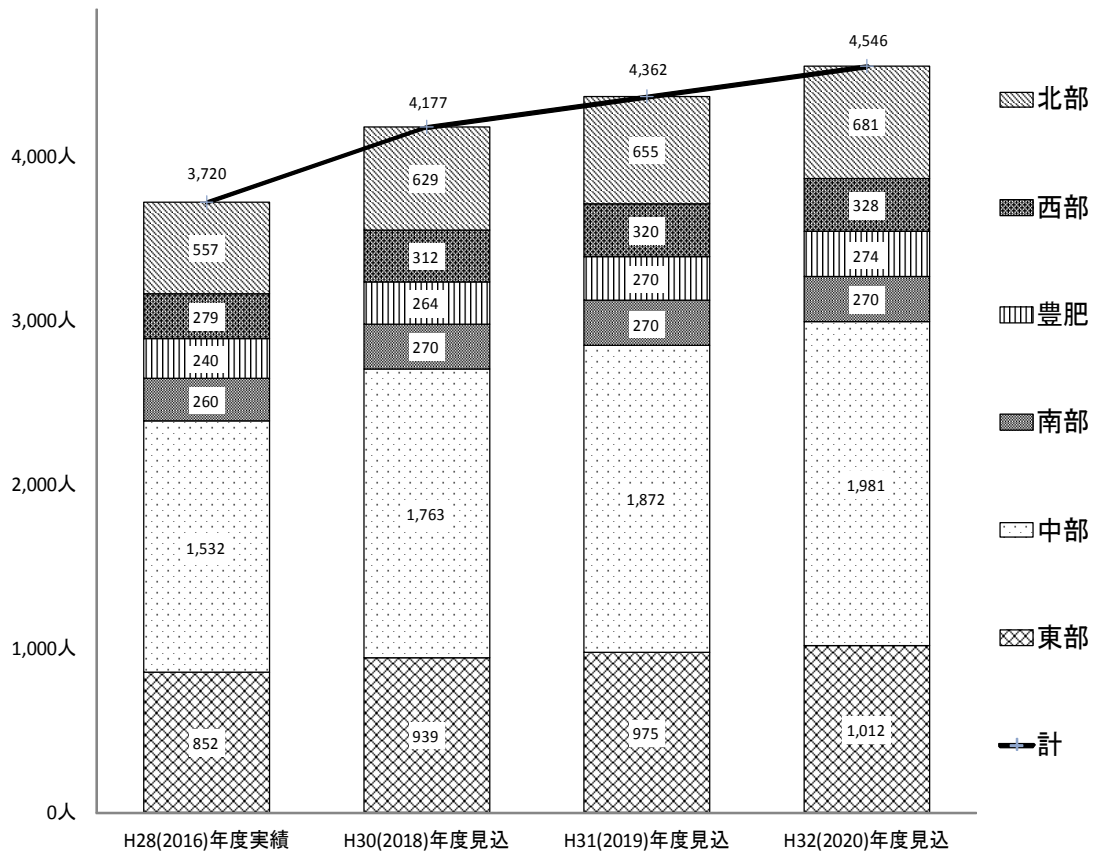
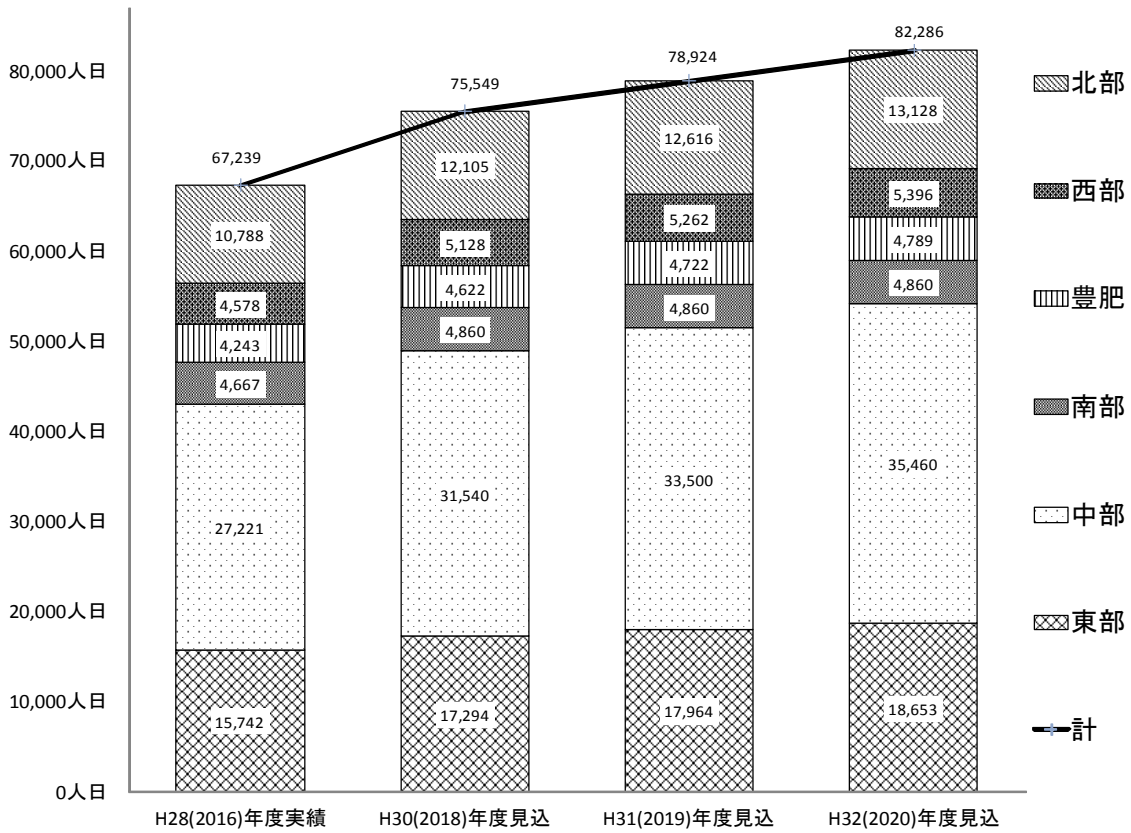
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



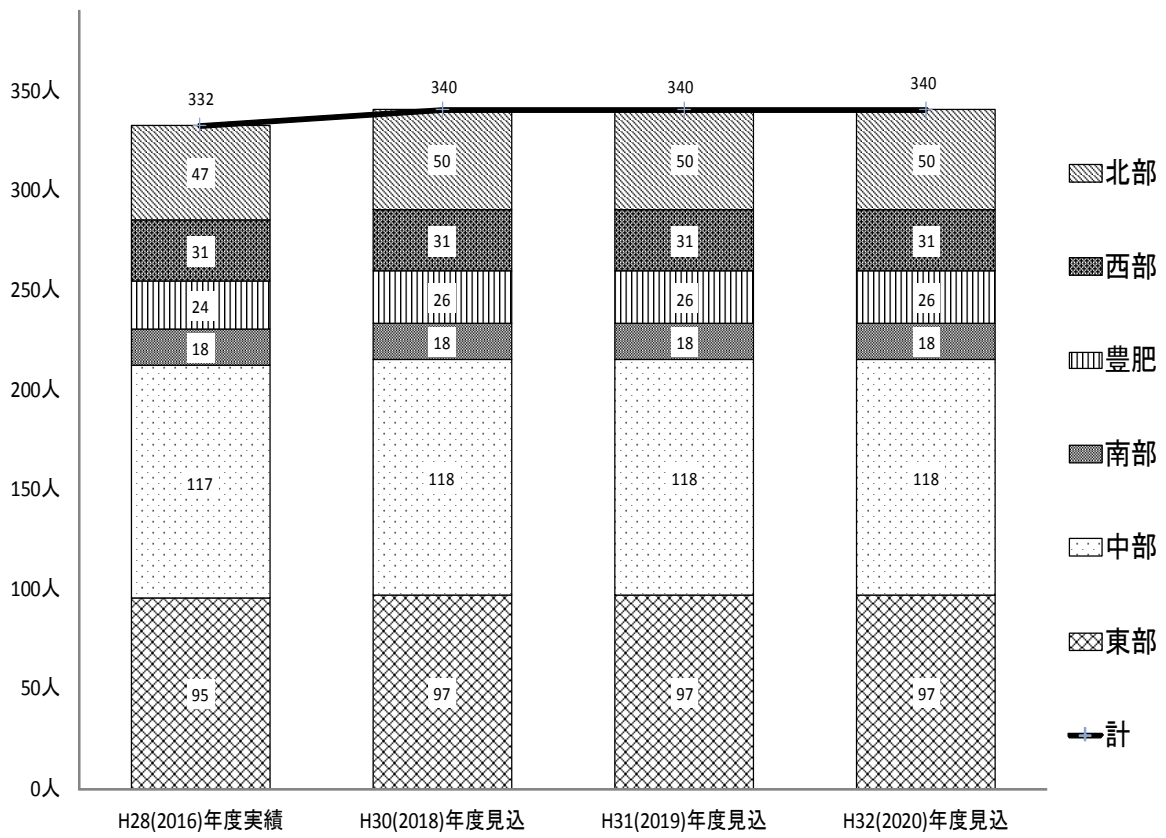
第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労継続支援（B型）〉

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



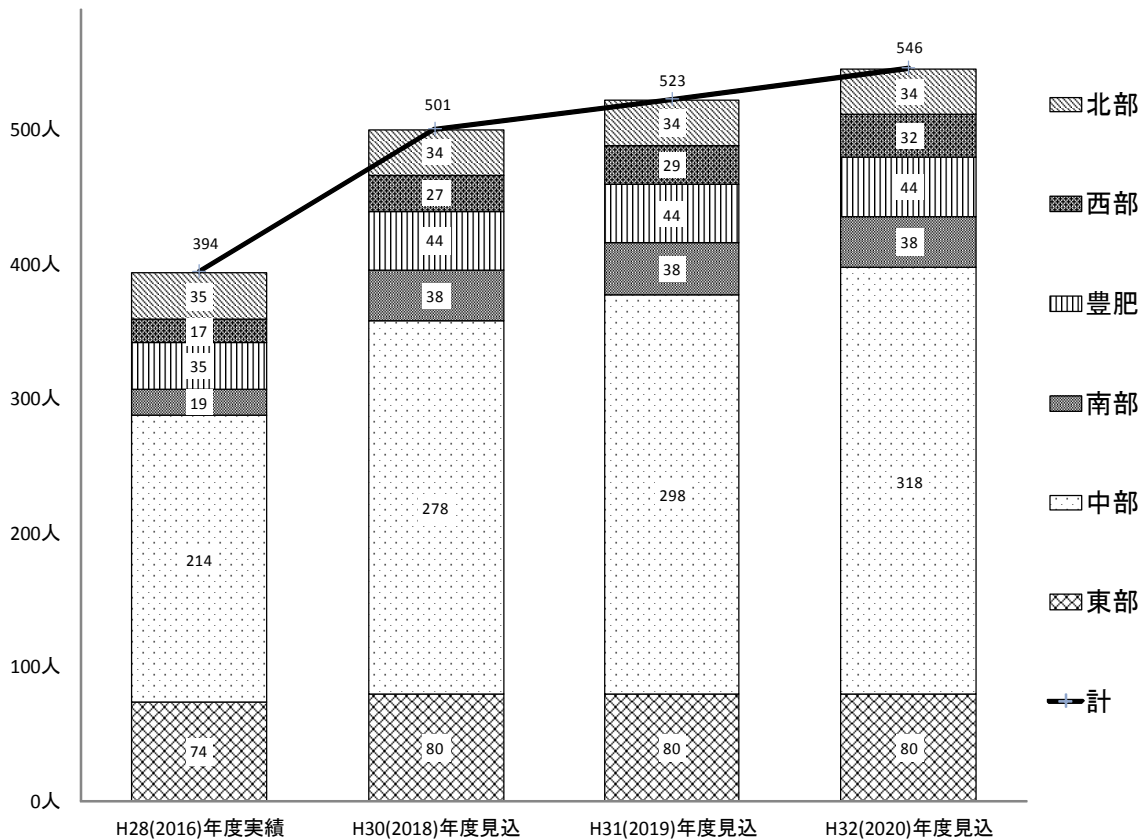
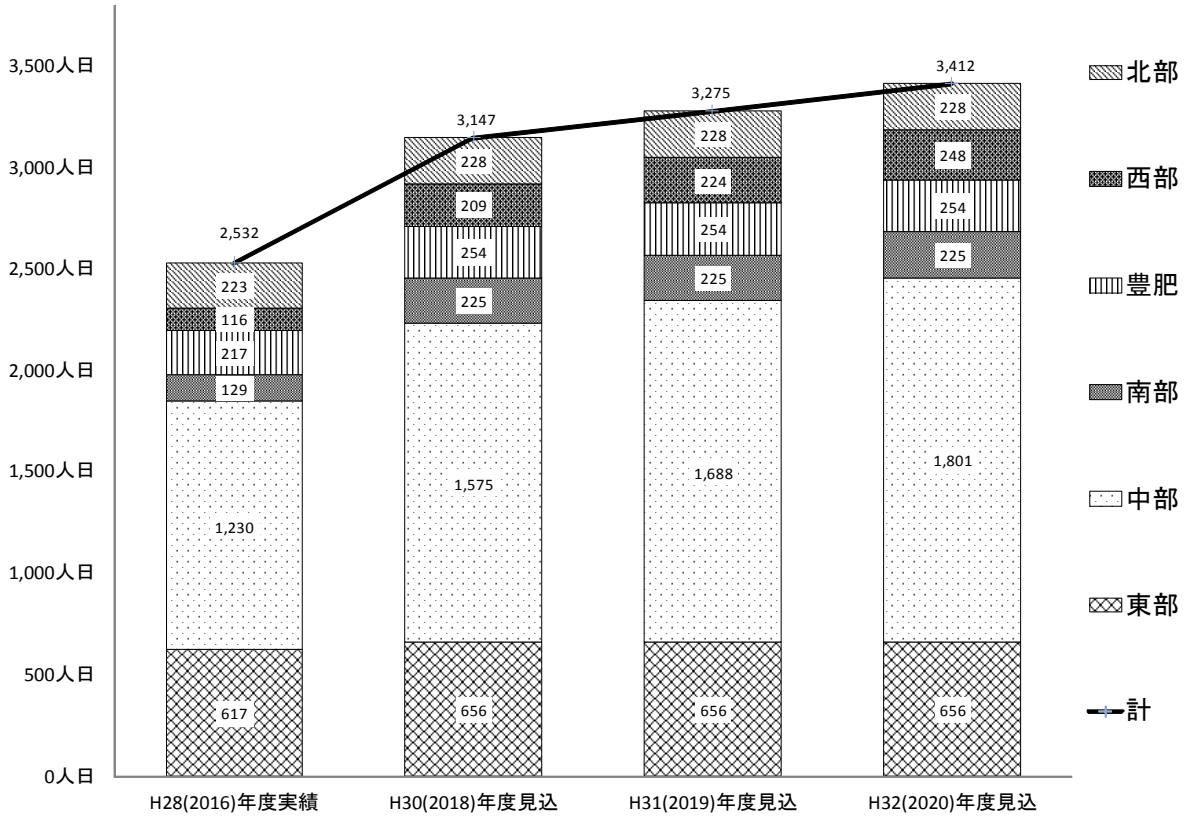
〈療養介護〉



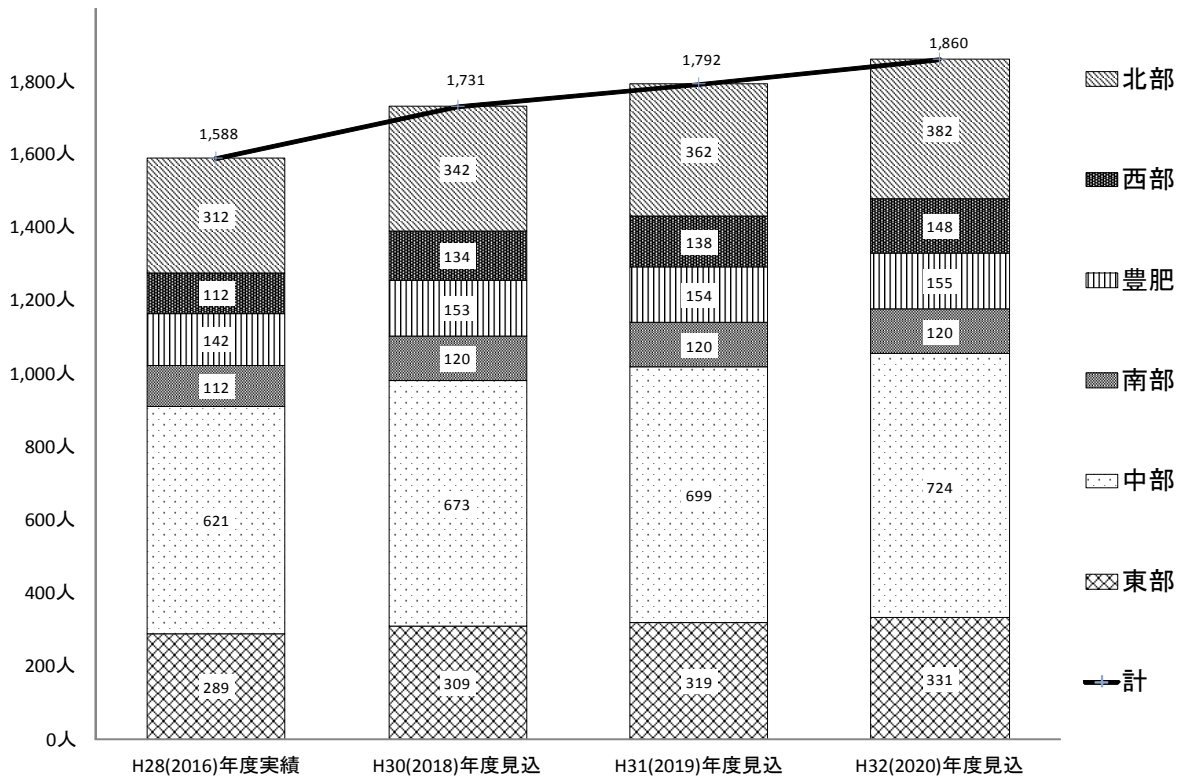
第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈短期入所（福祉型＋医療型）〉

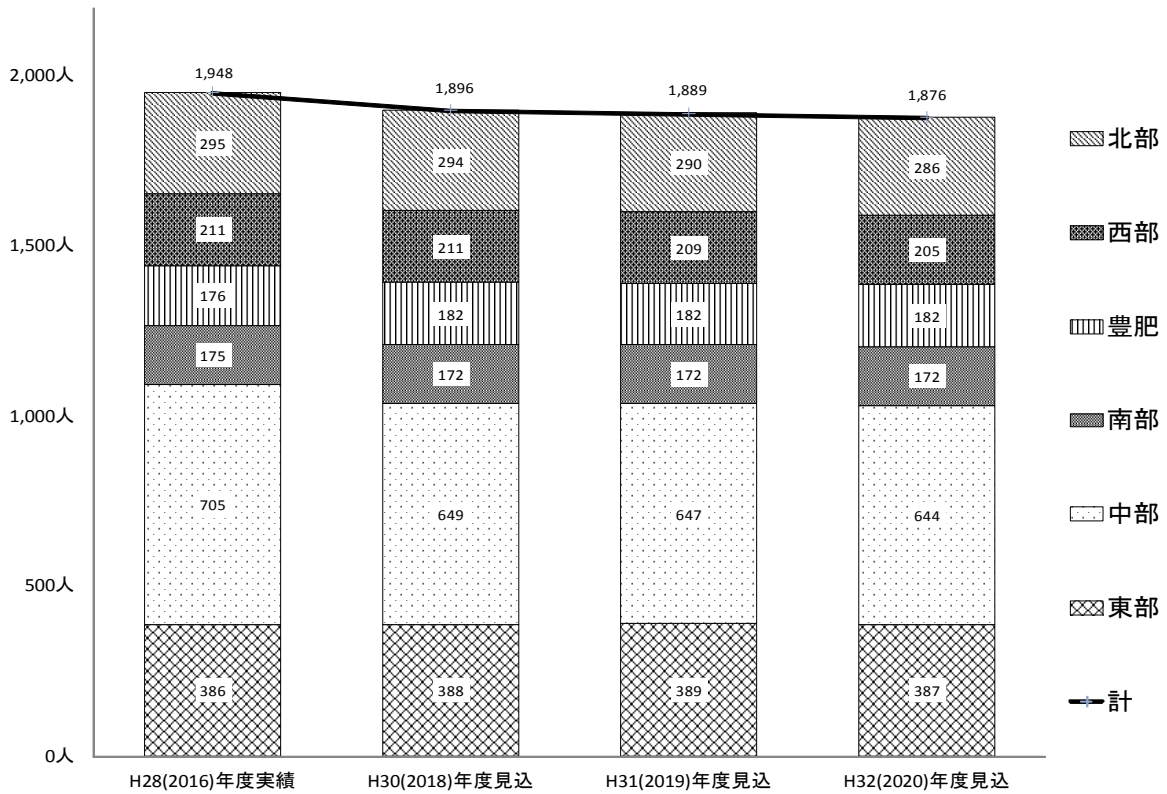
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



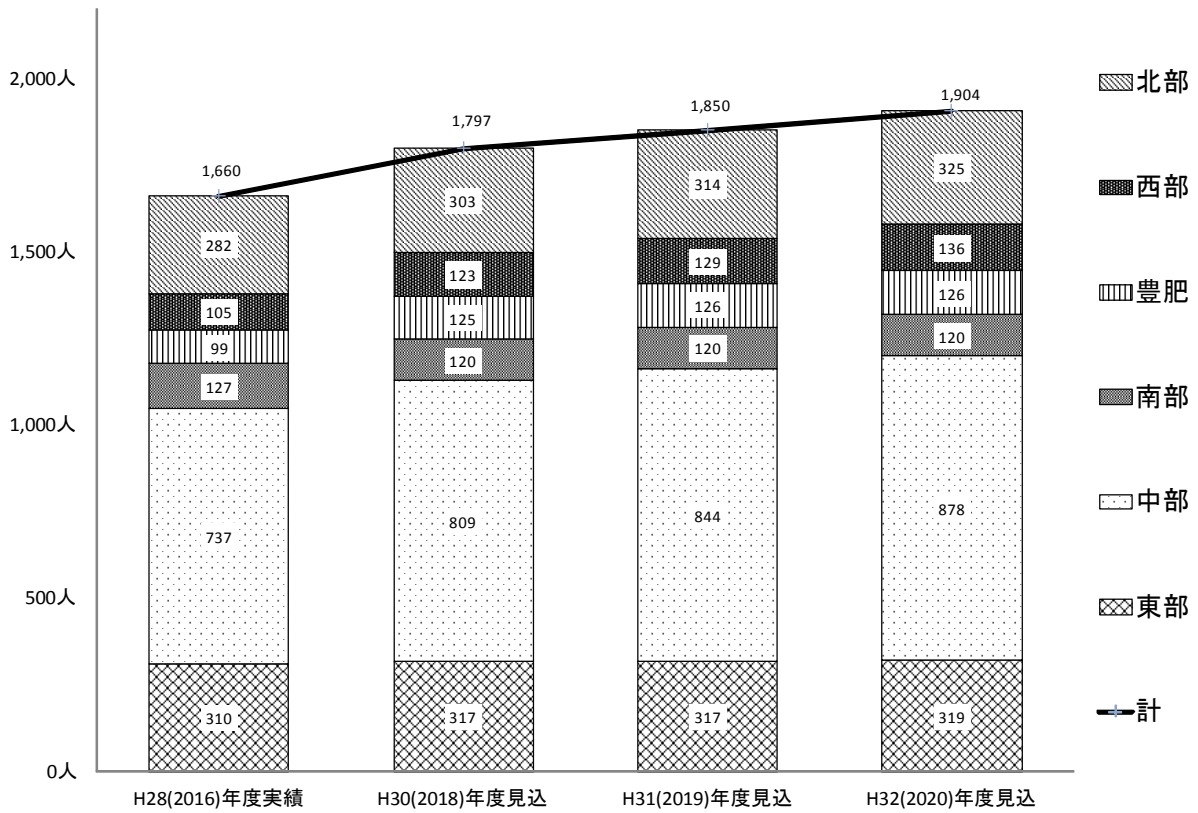
③居住系サービス
〈共同生活援助〉



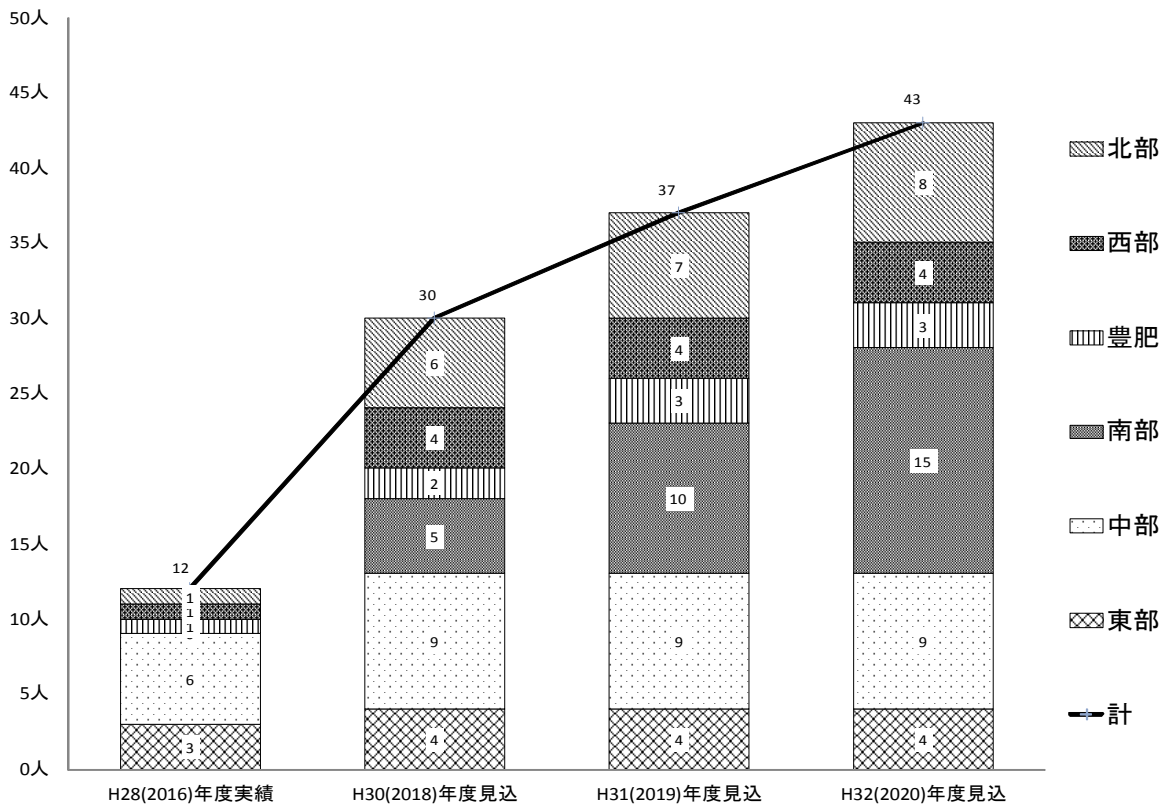
〈施設入所支援〉



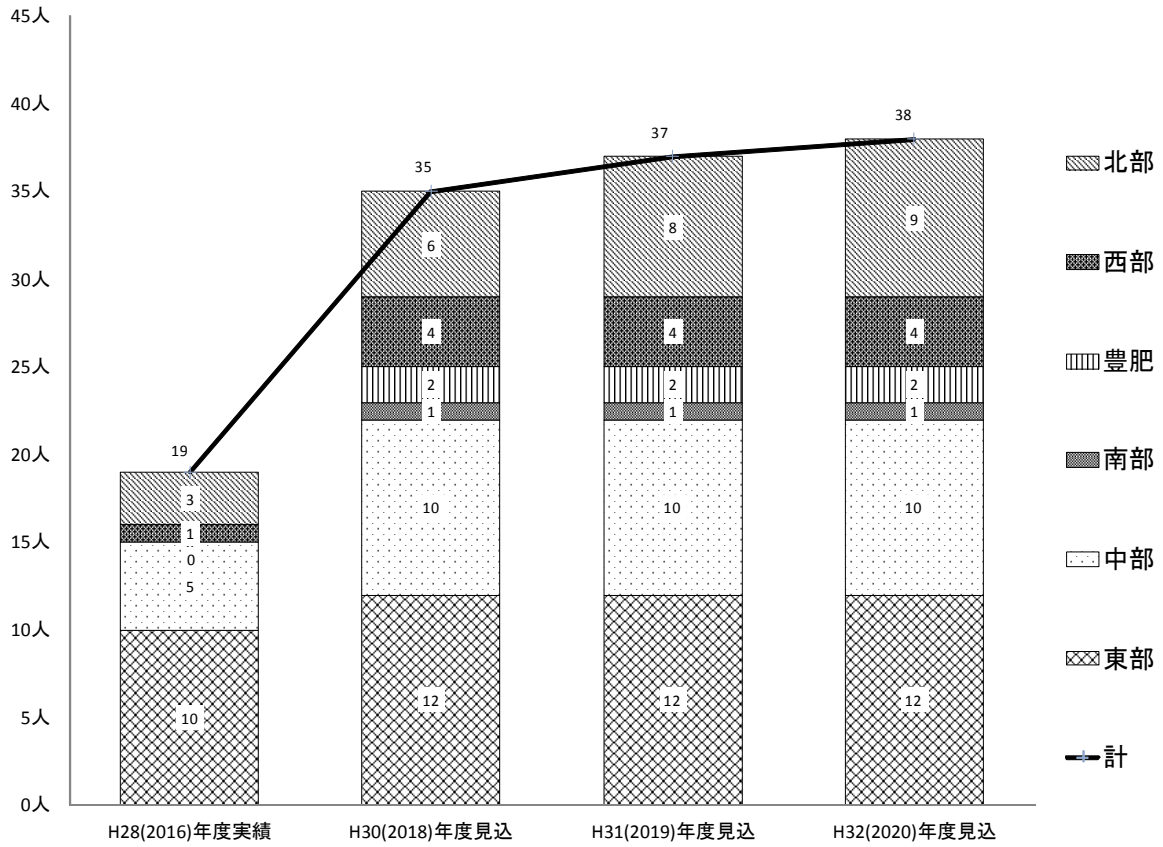
④相談支援
〈計画相談支援〉



〈地域移行支援〉



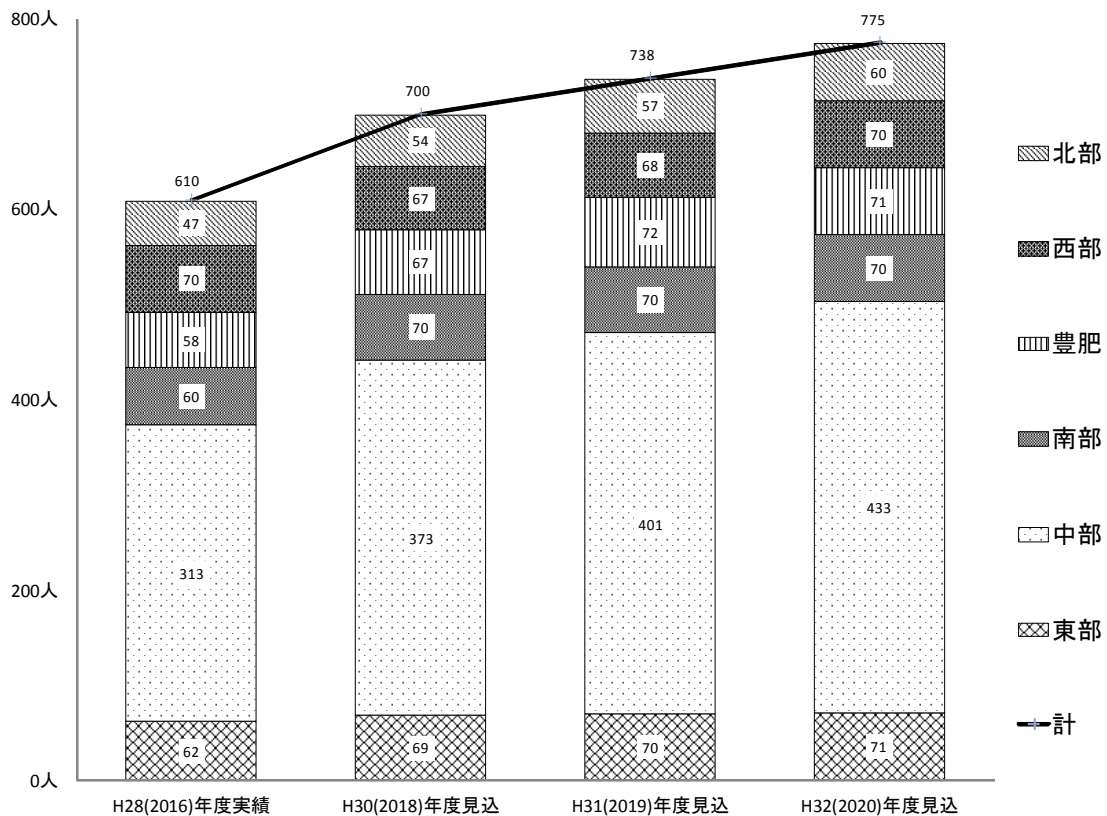
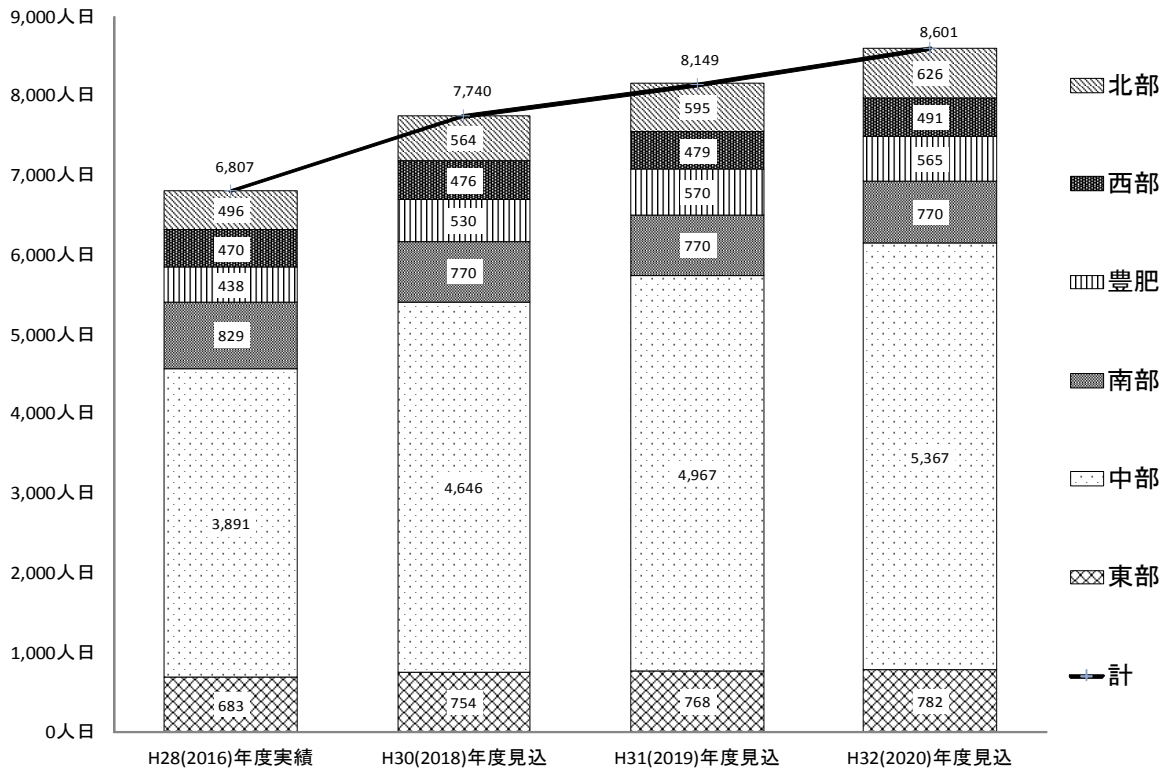
〈地域定着支援〉



⑤障害児通所支援

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

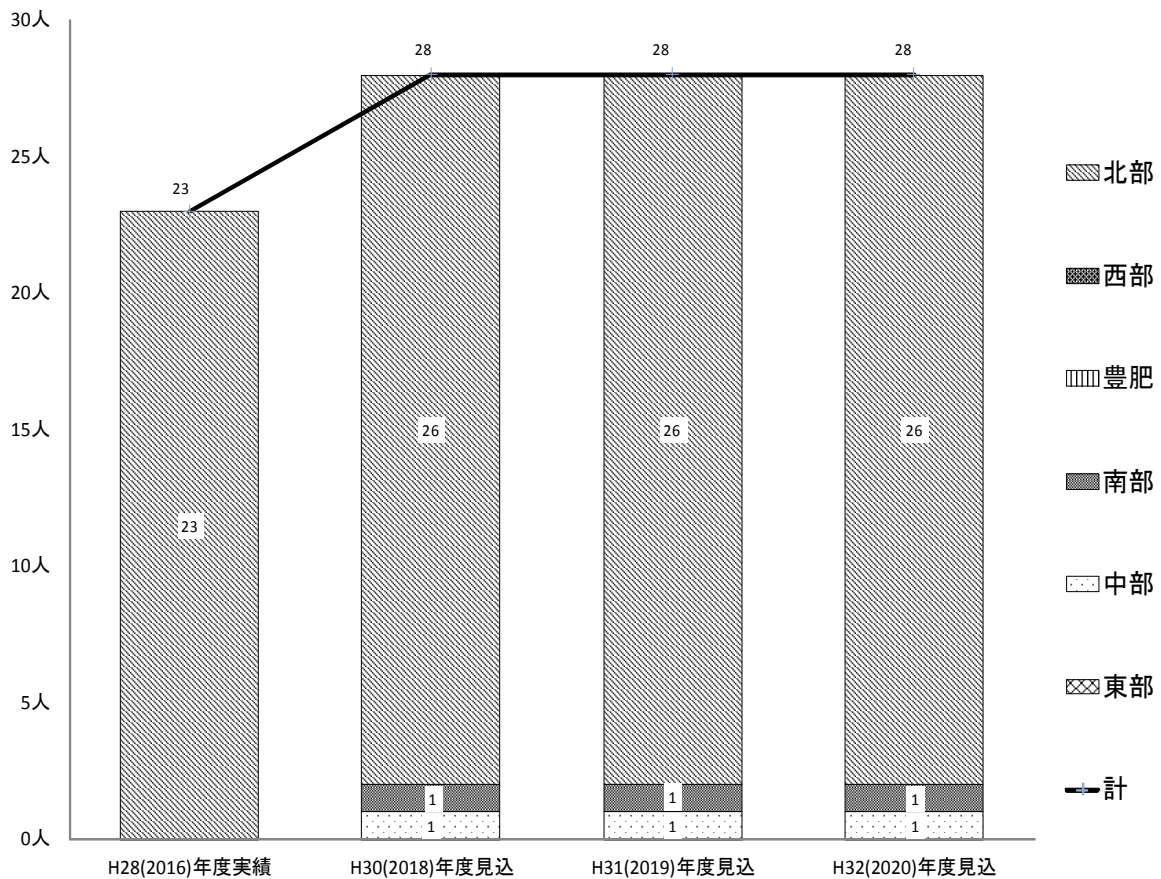
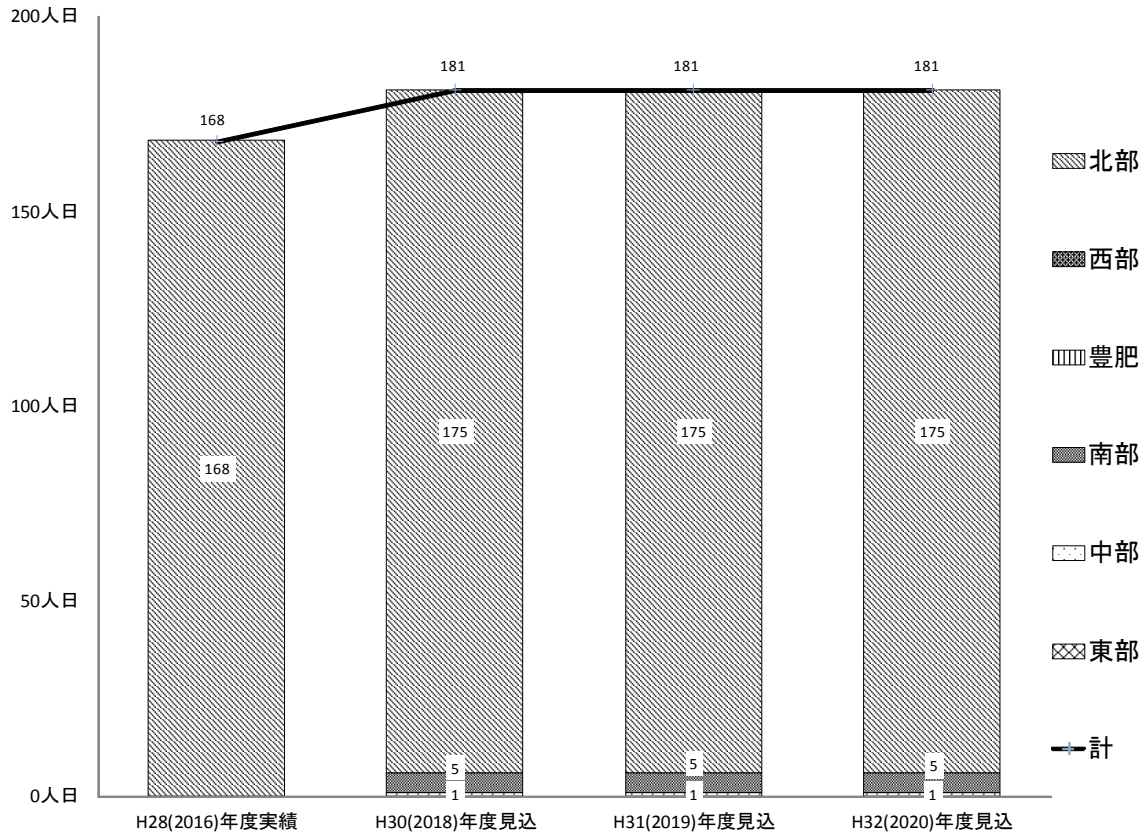
〈児童発達支援〉



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈医療型児童発達支援〉

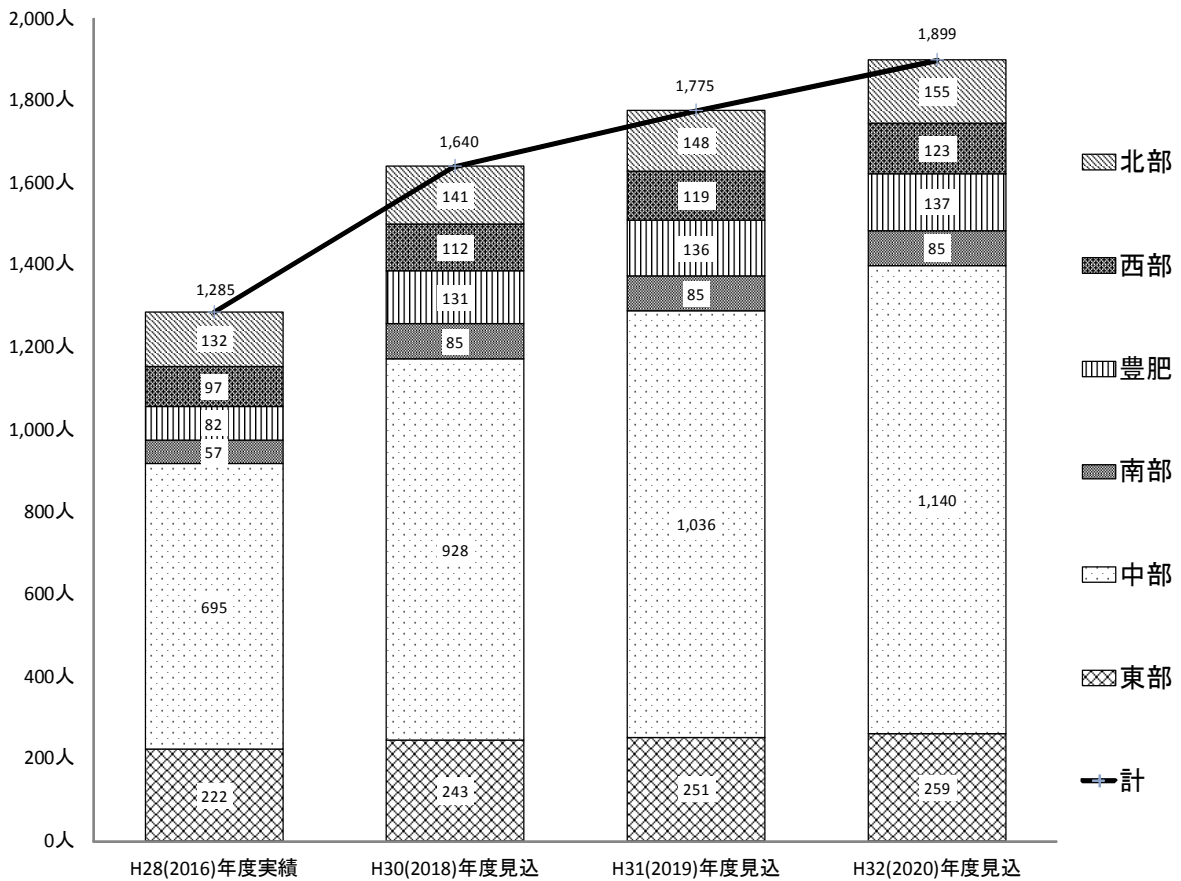
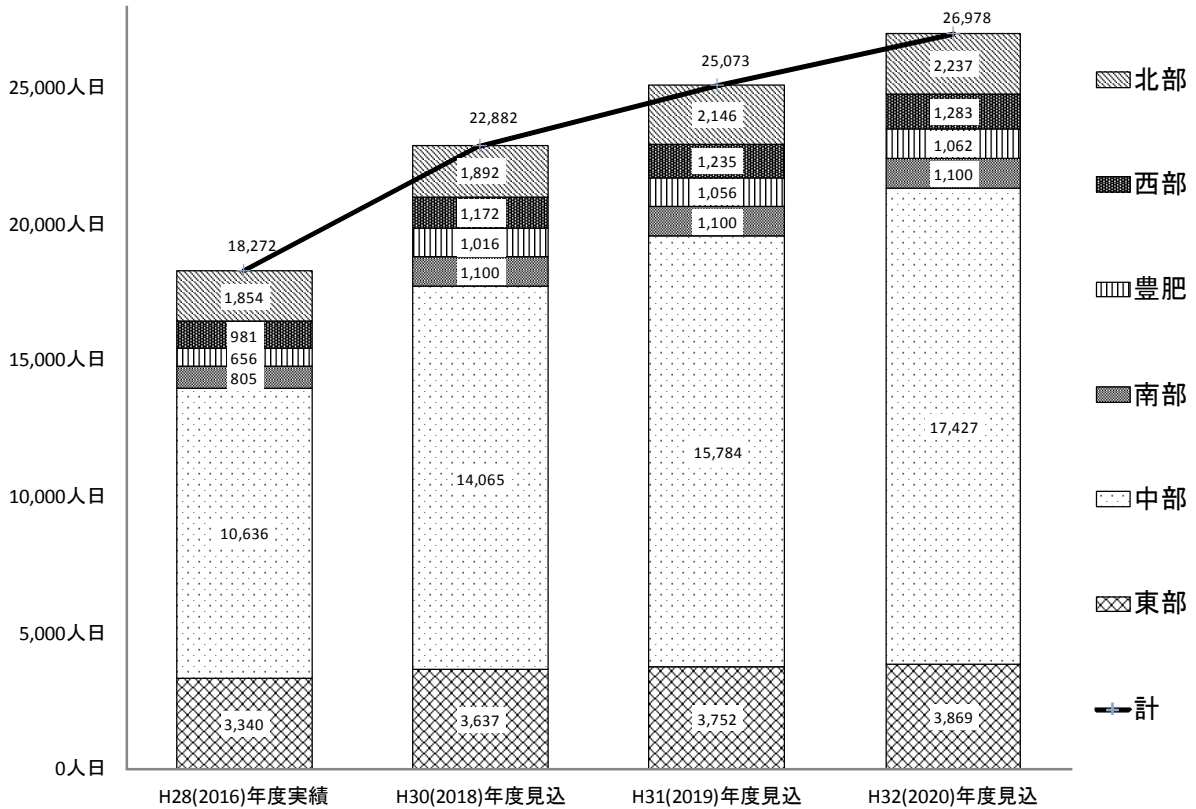
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈放課後等デイサービス〉

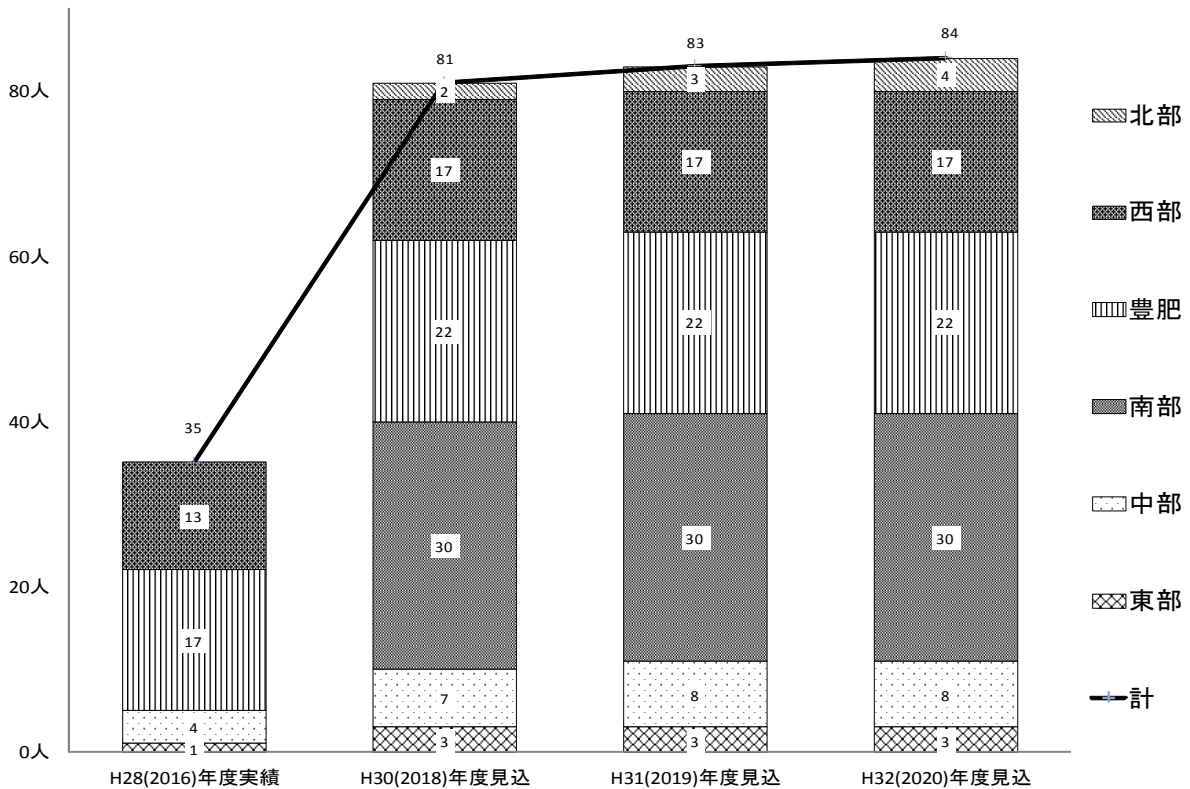
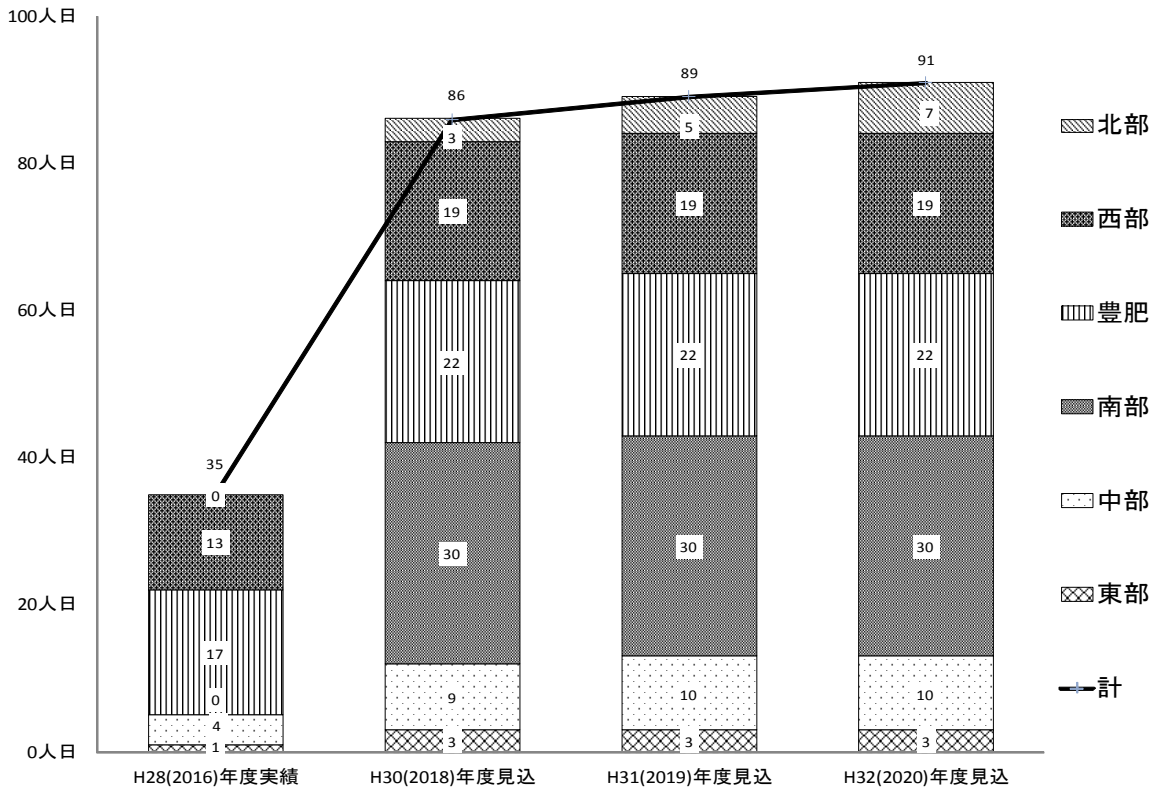
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈保育所等訪問支援〉

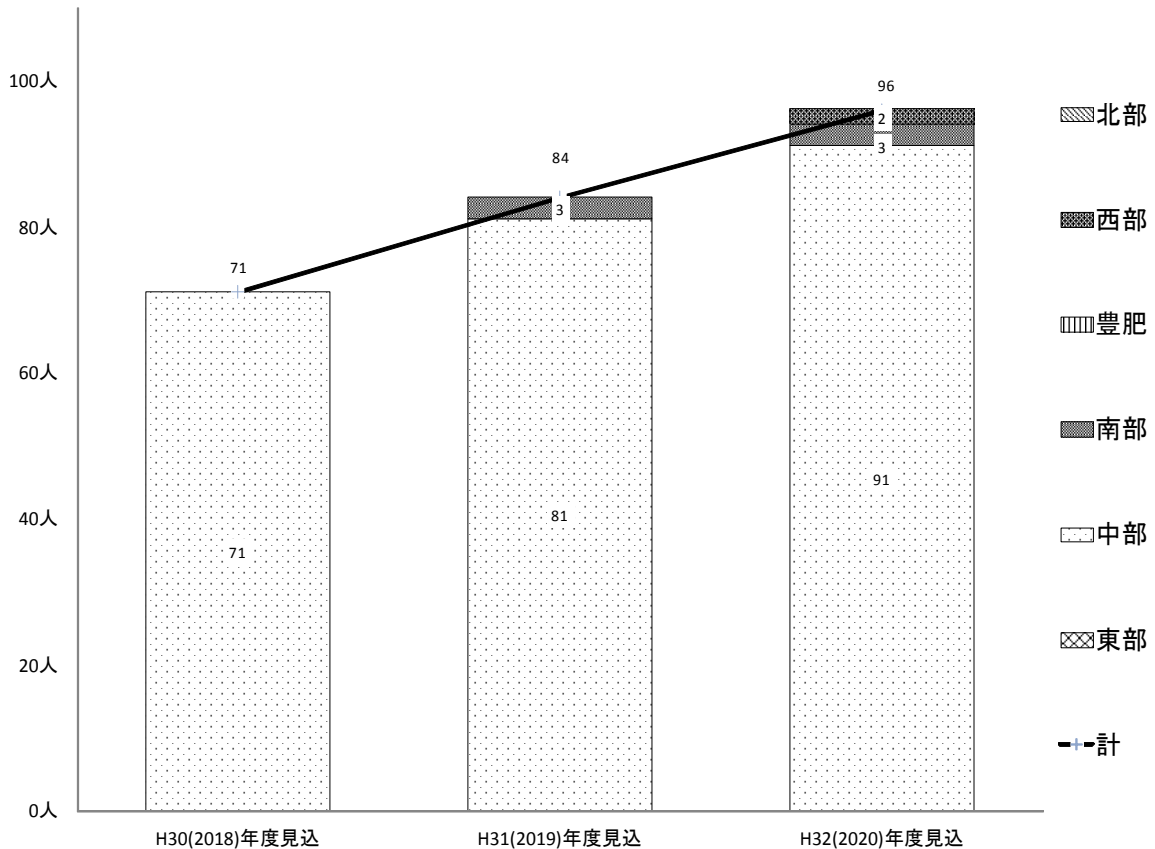
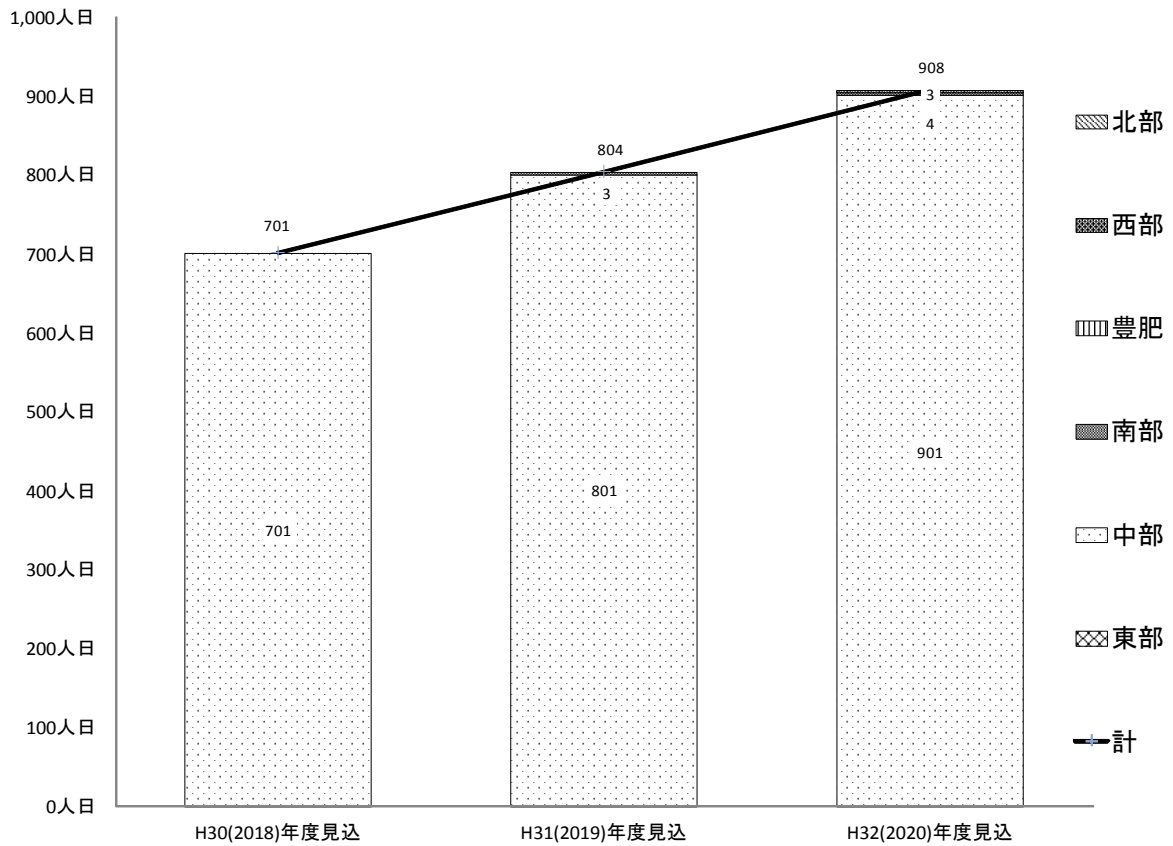
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

〈居宅訪問型児童発達支援〉
平成30年度サービス開始

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第 6 章

計画の推進に向けて

1 進行管理体制

(1) 関係機関との連携

本計画は、県障害福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市町村との連携

地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、県と市町村が連携して取り組むことが重要です。

そのため、県及び市町村自立支援協議会等を活用し、現状や課題等を情報共有しながら市町村格差のない障害福祉サービス提供体制の整備を進めます。

2 計画の点検・評価の方策

- ・ 本計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、障がい者関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。その際には、関係行政機関、学識経験者、障がい者団体等で構成される「大分県障害者施策推進協議会」等に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。
- ・ 大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し、情報提供していきます。